

2014年度 東京大学バリアフリーシンポジウム

高等教育機関における 機会均等への挑戦

—「バリアフリーの東京大学」は実現したか—

日時：11月16日(日)
13:00～17:00

場所：東京大学情報学環・福武ホール
福武ラーニングシアター

○主催：バリアフリー支援室

○共催：学生相談ネットワーク本部

教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター

先端科学技術研究センター

REASE

目次

挨拶「バリアフリーシンポジウムに寄せて」	2
10年のあゆみ	3
沿革	4
• 歴代室長、支所長（副室長）	4
• 支援室略年表	5
現・組織体制	6
シンポジウム資料	7
プログラム	8
講演者プロフィール	10
第一部 「バリアフリーの理念と実践」 浸透の時代	12
「バリアフリーの東京大学」10年のあゆみ～バリアフリー支援室設立から現在まで～	12
バリアフリー支援をふりかえって～卒業生の立場から～	
• 支援室への感謝と期待	15
• 障害者が触れる社会としての支援室	16
• 障害学生としての大学での学びが「今」にどう生きているか	17
バリアフリー支援をふりかえって～支援コーディネーターの立場から～	22
第二部 「合理的配慮の確かな提供」 実現の時代へ	26
〈障害者雇用〉	
障害者集中雇用PTー設立から現在までの取り組みー	26
多様かつインクルーシブな雇用の取り組み（IDEA Project）	28
〈施設バリアフリー化〉	
「建築」のできることと役割	
ユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Designをめざして	32
〈発達障害等学生支援〉	
発達障害がある大学生へ成長促進的に関わること	36
発達障害のある大学生の支援	38
パネルディスカッション	44



東京大学理事・副学長
長谷川 壽一

本日は、皆様ご多用の中、多数お集まりいただきありがとうございます。ございます。

東京大学バリアフリー支援室は、平成16年、「東京大学憲章」の精神の下、「バリアフリーの東京大学」を実現すべく、駒場IIキャンパスに設置されました。様々な試行錯誤を重ねながら、ここに10周年を迎えることができました。ひとえに、学内外関係の皆様のご支援、ご助言があつてのことと、心から感謝申し上げます。

本学では、障害のある学生・教職員への支援にあたっては、「支援の三角形」を基本的な考え方として、部局、本部、バリアフリー支援室の三者が互いに連携し、多くの学生、教職員が一体となって取り組んでまいりました。これらの取組は、障害のない学生にとっても、社会で生きる人間としての学びとなると信じております。

さて、本日は、「高等教育機関における機会均等への挑戦」とテーマを掲げて公開シンポジウムを開催いたします。これまでのあゆみを振り返るとともに、知の公共性のもっとも重要な担い手である大学として、高等教育機関におけるバリアフリー支援とはどうあるべきか、問題を提起し、これからのよりよい支援に向けて、共に学び合う機会といたしたいと考えております。10年の間に、支援を受けて本学で学び、社会に巣立っていった卒業生も多数おります。今日は、卒業生、支援にあたる教職員、研究者など様々な立場からの話題提供を用意しております。ご参加くださった皆様にとって、有意義な時間となりますよう関係者一同、心を尽くして準備してまいりました。どうぞ、最後までご静聴ください。

* * * * *


東京大学バリアフリー支援室のシンポジウムにご参加いただきありがとうございます。

バリアフリー支援室は、学内有識者によるワーキンググループ等における1年間の議論を経て平成14年10月に設置された「バリアフリー支援準備室」の改組拡充により、平成16年4月に発足しました。障害のある学生や教職員に対する人的・物的支援を担う研究科・研究所等の部局に対して、支援室は専門的なノウハウの提供や支援のコーディネート、支援者（学生サポートスタッフ）の養成を担う組織と位置づけられています。これまで支援室では主に身体障害や知的障害のある構成員に対するバリアフリー支援を担い、10年という時間をかけて全学的な支援体制を構築してまいりました。平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けて、障害種別によらない、全学的な支援体制のさらなる整備とともに、構成員の理解を深める取組が求められています。

障害のある学生が、その個性と能力を伸ばし社会で活躍していく上で、専門性を高める高等教育機関としての大学の役割は非常に大きなものがあります。本日のシンポジウムでは、障害者が共に学び働ける大学をいかに創り上げていくかについて考える機会としたいと思っております。皆様の積極的なご参加を期待いたしております。



東京大学
バリアフリー支援室長
丹下 健



10年のあゆみ

- ・沿革
- ・現・組織体制

沿革



東京大学バリアフリー支援室は、平成13年設置の「バリアフリーの東京大学」を実現するためのワーキンググループ等における議論を経て平成14年10月に設置された「バリアフリー支援準備室」の改組拡充により、平成16年4月に発足しました。

バリアフリー支援室は、発足当初駒場Ⅱキャンパスの先端科学技術研究センター内に置かれていましたが、支援の急速な拡充に対応するため、平成18年4月に本郷支所を開設、翌年平成19年4月には駒場支所を駒場Ⅰキャンパスへ移転しました。現在は本郷、駒場の2支所体制で、東京大学に在籍する障害のある学生・教職員へのサポート及びキャンパスのバリアフリー化に取り組んでいます。

〈 歴代室長、支所長(副室長) 〉

平成16年度～	室長	渡邊 浩	(理事・副学長)
	副室長	加我 君孝	(医学系研究科教授)

平成17年度～	室長	濱田 純一	(理事・副学長)
	副室長	加我 君孝	(医学系研究科教授)

平成18年度～	室長	佐藤 慎一	(理事・副学長)
	副室長	加我 君孝	(医学系研究科教授)

平成19年度～	室長	平尾 公彦	(副学長)
---------	----	-------	-------

平成21年度～	室長	池田 信雄	(総合文化研究科教授)
	本郷支所長	松井 彰彦	(経済学研究科教授)
	駒場支所長	福島 智	(先端科学技術研究センター教授)

平成23年度～	本郷支所長	丹下 健	(農学生命科学研究科教授)
	駒場支所長	深代 千之	(総合文化研究科教授)

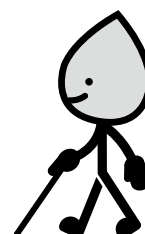
平成24年度～	室長	丹下 健	(農学生命科学研究科教授)
	本郷支所長	若原 恭	(情報基盤センター教授)

平成25年度～	駒場支所長	中澤 公孝	(総合文化研究科教授)
---------	-------	-------	-------------

平成26年度～	本郷支所長	西出 和彦	(工学系研究科教授)
---------	-------	-------	------------

〈 支援室略年表 〉

平成13年 6月	「バリアフリーの東京大学」を実現するためのワーキンググループ 設置
平成14年 6月 10月	東京大学バリアフリーワーキンググループ 設置 バリアフリー支援準備室 開室
平成15年 3月 8月	「東京大学憲章」制定 「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」制定
平成16年 3月 4月 9月	東京大学バリアフリーワーキンググループ 解散 東京大学バリアフリー支援室 発足（東京大学バリアフリー支援準備室から改組） 「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」改正 「東京大学における障害をもった教職員の支援実施要項」制定
平成18年 4月	バリアフリー支援室本郷支所 開設（理学部旧1号館）
平成19年 4月	バリアフリー支援室駒場支所、駒場Ⅰキャンパス8号館へ移転
平成20年11月	バリアフリー支援室新体制ワーキンググループ 設置
平成21年 3月	バリアフリー支援室新体制ワーキンググループ 解散 バリアフリー支援室規則 制定
平成21年 4月 12月	専任の室長と本郷駒場両支所長を置くバリアフリー支援室新体制の発足 「東京大学における障害のある学生の修学の支援実施要項」改正 「東京大学における障害のある教職員の支援実施要項」改正
平成22年 6月	バリアフリー支援室本郷支所、御殿下の学生支援センター内へ移転
平成25年 4月	「東京大学におけるバリアフリーの推進に関する指針」制定 「東京大学における障害のある学生の修学の支援実施要項」廃止 「東京大学における障害のある教職員の支援実施要項」廃止 「東京大学バリアフリー支援室における学生及び教職員の支援実施要項」制定

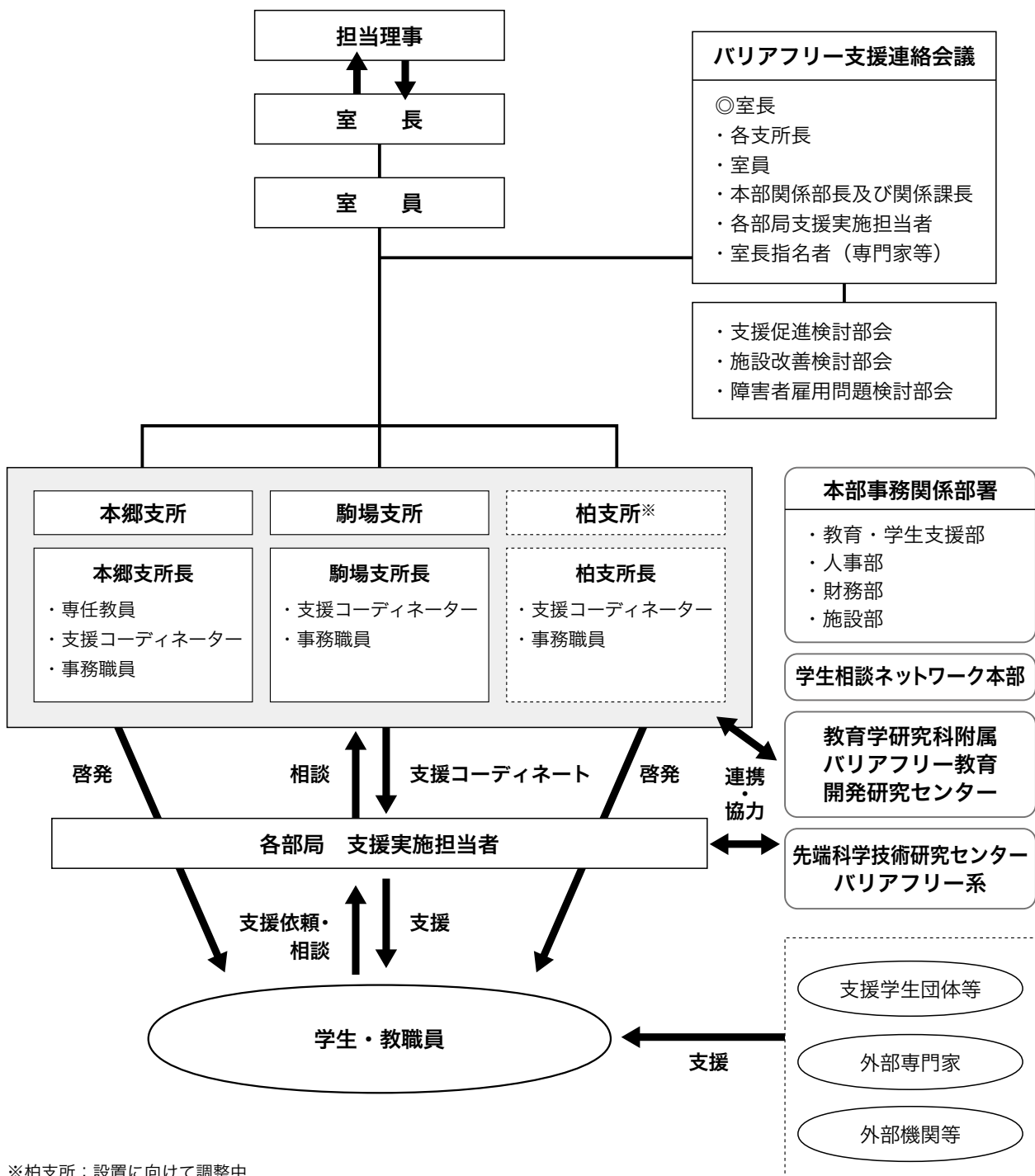


現・組織体制



バリアフリー支援室は、担当理事、室長、本郷・駒場の各支所長をはじめとする計36名の教職員からなる室員と、本郷・駒場各支所スタッフ（事務職員及びコーディネーター）から構成されています。

また年2回開催される「バリアフリー支援連絡会議」では、室員のほか、各部署で選任された「支援実施担当者」、その他室長が必要と認める教職員が一堂に会して、全学のバリアフリー化推進に関する事項及びバリアフリー支援室の運営において特に重要な事項について協議します。



※柏支所：設置に向けて調整中

シンポジウム資料

- ・プログラム
- ・講演者プロフィール

- ・第一部
「バリアフリーの理念と実践」浸透の時代

- ・第二部
「合理的配慮の確かな提供」実現の時代へ
障害者雇用
施設バリアフリー化
発達障害等学生支援

- ・パネルディスカッション

プログラム



総合司会：安保 忠明 本部学生支援課長

13:00 開会 開会挨拶 長谷川 壽一 理事・副学長

第一部 「バリアフリーの理念と実践」浸透の時代

13:05 ~ 13:20 第一部 1 「バリアフリーの東京大学」10年のあゆみ～バリアフリー支援室設立から現在まで～
丹下 健 バリアフリー支援室長／農学生命科学研究科教授

13:20 ~ 14:00 第一部 2 バリアフリー支援をふりかえって～卒業生の立場から～
支援室への感謝と期待
中條 美和 法学政治学研究科博士課程修了

第一部 3 障害者が触れる社会としての支援室
栗田 光晴 工学系研究科修士課程修了

第一部 4 障害学生としての大学での学びが「今」にどう生きているか
熊谷 晋一郎 医学部医学科卒業／先端科学技術研究センター特任講師

第一部 5 バリアフリー支援をふりかえって～支援コーディネーターの立場から～
中津 真美 バリアフリー支援室特任専門職員

(14:00 ~ 14:10) — 休憩 —

第二部 「合理的配慮の確かな提供」実現の時代へ

第二部司会：中澤 公孝 バリアフリー支援室駒場支所長／総合文化研究科教授

14:10 ~ 14:50 〈 障害者雇用 〉

第二部 1 障害者集中雇用PT — 設立から現在までの取り組み—
依田 晴樹 本部施設企画課障害者集中雇用プロジェクトチーム統括マネージャー

第二部 2 多様かつインクルーシブな雇用の取り組み (IDEA Project)
近藤 武夫 先端科学技術研究センター准教授

14:50～15:10 〈施設バリアフリー化〉

第二部
3

「建築」のできることと役割

ユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Designをめざして

西出 和彦 バリアフリー支援室本郷支所長／工学系研究科教授

(15:10～15:20)

— 休憩 —

15:20～16:00 〈発達障害等学生支援〉

第二部
4

発達障害がある大学生へ成長促進的に関わること

渡邊 慶一郎 学生相談ネットワーク本部准教授

第二部
5

発達障害のある大学生の支援

桑原 斉 バリアフリー支援室准教授

(16:00～16:10)

— 休憩 —

パネルディスカッション

16:10～16:55

【コーディネーター】

桑原 斉 バリアフリー支援室准教授

【パネリスト】

丹下 健 バリアフリー支援室長／農学生命科学研究科教授

西出 和彦 バリアフリー支援室本郷支所長／工学系研究科教授

近藤 武夫 先端科学技術研究センター准教授

渡邊 慶一郎 学生相談ネットワーク本部准教授

依田 晴樹 本部施設企画課障害者集中雇用プロジェクトチーム
統括マネージャー

【指定討論者】

福島 智 先端科学技術研究センター教授

星加 良司 教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター講師

16:55 閉会挨拶 丹下 健 バリアフリー支援室長／農学生命科学研究科教授

17:00 閉会

情報保障：サポートスタッフ 大庭 梓、坂尾 美帆、宮下 晃、水野 博太
岡村 耀、辻 賢太郎、鈴木 悠司、広津 侑実子

講演者プロフィール



第一部 「バリアフリーの理念と実践」浸透の時代

丹下 健

(たんげ たけし)

大学院農学生命科学研究科教授（専門分野：造林学）。昭和60年東京大学助手、平成7年東京大学助教授、平成12年から現職。平成14～16年に総長補佐を務め、学生部における法人化に向けた対応等の検討に加わった経緯から、平成16年のバリアフリー支援室設立時より室員となる。平成23年から本郷支所長、平成24年から室長を務める。

熊谷 晋一郎

(くまがやしんいちろう)

東京大学先端科学技術研究センター特任講師、小児科医。日本発達神経科学学会理事。新生児仮死の後遺症で、脳性マヒに。東京大学医学部卒業後、千葉西病院小児科、埼玉医科大学小児心臓科での勤務、東京大学大学院医学系研究科博士課程での研究生生活を経て、現職。専門は小児科学、当事者研究。著書に『発達障害者当事者研究』（医学書院・共著）、『リハビリの夜』（医学書院）、『痛みの哲学』（青土社・共著）など。

中條 美和

(なかじょう みわ)

重度聴覚障害。1996年文科一類入学、2000年法学部卒業、2008年法学政治学研究科博士課程修了。博士課程の単位修得が終わる頃ようやく支援室ができる。2006年より約8年間Texas A&M UniversityのPh.D. programに留学、3年ほど学部授業も担当。アメリカ各地でサマープログラムや学会に参加。現在、早稲田大学高等研究所助教。専門は政治過程論、地方政治、アメリカ政治。

栗田 光晴

(くりた みつはる)

1983年生まれ。7歳時（1990年）に下肢に障害を負い、以来車いすで生活。東京大学には2003年度入学、2009年度修了。以降現在まで電機メーカーの半導体研究開発部門にてソフトウェア開発業務に携わる。

中津 真美

(なかつ まみ)

バリアフリー支援室特任専門職員（支援コーディネーター）。バリアフリー支援室が開室されてから1年後の平成17年5月～事務補佐員、同年10月～教務補佐員を経て、平成20年4月より特任専門職員となり現在に至る。本郷支所には立ち上げ時から関わり、以降、他の支援室スタッフとともに、10年にわたり障害のある学生・教職員支援、全学構成員へのバリアフリー理解促進のための活動に取り組んできた。

第二部 「合理的配慮の確かな提供」実現の時代へ

障害者雇用

近藤 武夫

(こんどう たけお)

専門は特別支援教育（支援技術）、発達神経心理学。東京大学先端科学技術研究センター人間支援工学分野 准教授。博士（心理学）。DO-IT Japanサブディレクター、米国ワシントン大学DO-IT Center連携研究員。

広島大学教育学研究科助教、米国ワシントン大学計算機科学工学部客員研究員を経て現職。多様な障害のある人々の就学・就労支援に役立つテクノロジー活用や合理的配慮に関わる研究を行っている。

依田 晴樹

(よだ はるき)

東京大学財務部資産課長を経て、平成19年東京大学生産技術研究所事務部長、平成20年同副所長として業務に従事しつつ、障害者雇用の促進にも取り組む。平成21年東京大学生産技術研究所特任専門員となり最先端研究開発支援室長として業務に従事する傍ら、本部施設企画課障害者集中雇用プロジェクトチームにおいて障害者雇用の促進に取り組む。平成26年4月より同チーム統括マネージャー、現在に至る。

施設バリアフリー化

西出 和彦

(にしで かずひこ)

東京大学・大学院工学系研究科・建築学専攻・教授

人間の心理・行動・生態に基づく建築計画理論をテーマとする。

真に人間がより豊かで多様な関わりを持ちうる環境の構築を目指して、人間が環境をどのように知覚・認知しているか、あるいは環境における人間行動・生態など人間が本来的に持つ性質を実証的な観察・実験により明らかにし、それを基礎とした建築・室内・環境デザインの理論を確立することを目的としている。

発達障害等学生支援

桑原 斉

(くわばら ひとし)

東京大学バリアフリー支援室准教授

平成12年に東京大学医学部附属病院精神神経科教室へ入局。JR東京総合病院、都立松沢病院、都立梅が丘病院などで臨床経験を積む。平成19年東京大学大学院医学系研究科脳神経医学専攻修了。平成22年より東京大学大学院医学系研究科こころの発達医学分野助教。平成26年4月より現職。専門は児童精神医学及び発達精神医学。発達障害を主たる対象とした臨床業務に従事する傍ら、脳画像研究、分子遺伝学研究にも参画している。

渡邊 慶一郎

(わたなべ けいいちろう)

東京大学 学生相談ネットワーク本部 准教授

平成5年に信州大学を卒業し、国立精神神経センター武蔵病院や東大病院（精神神経科・こころの発達診療部）にて臨床を行って来た。

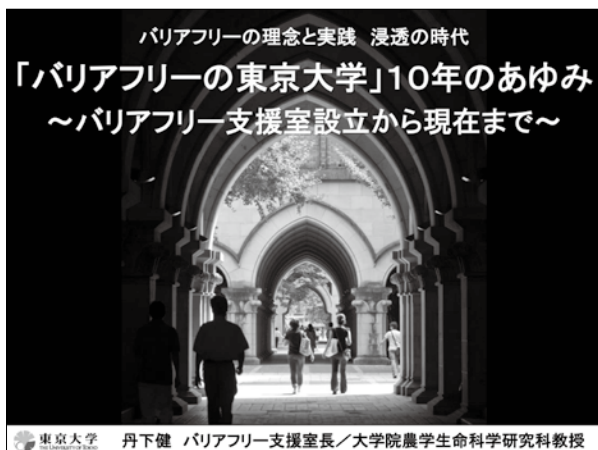
これまでの経験を生かし、現在は学生相談ネットワーク本部の精神保健支援室（保健センター精神科）とコミュニケーション・サポートルームで勤務している。

いずれも東大生を対象にしたメンタルヘルスの支援部門であり、日々診療や相談業務に取り組んでいる。

「バリアフリーの東京大学」 10年のあゆみ

～バリアフリー支援室設立から現在まで～

1



4

「バリアフリーの東京大学」実現をめざした提案

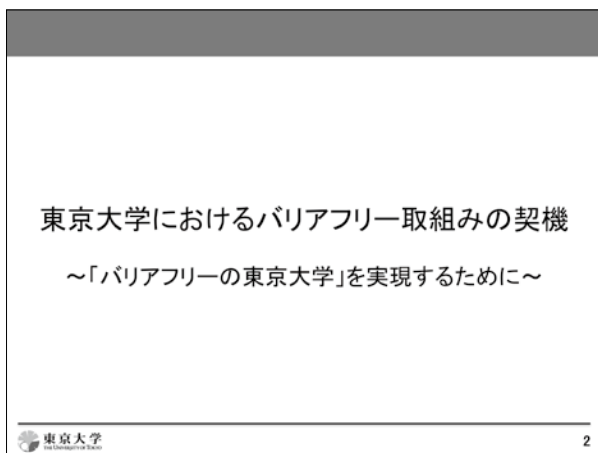
「バリアフリーの東京大学」のための報告書において
検討すべき課題8項目が提案された

- ① 全学的な推進組織の整備
学生生活委員会に「バリアフリーWG」を設置し、諸課題の総合的検討を行う。
- ② バリアフリー支援センター(室)の設置
バリアフリー支援センター(室)を設置し、専門スタッフを配置する。
- ③ モニター会議の設置
障害のある学生、教職員によるバリアフリー化の評価を求める。
- ④ 軽度障害者に対する検討課題
軽度障害者に対しても、バリアフリー化を推し進める。

東京大学

4

2



2

5

「バリアフリーの東京大学」実現をめざした提案

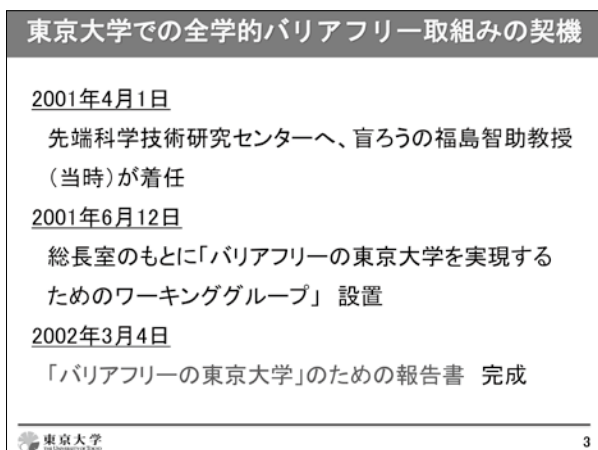
- ⑤ 障害者のための施設・設備の整備
障害者の修学、雇用、来学に不可欠な基本的な施設・設備を整備する。
- ⑥ 教職員の支援体制、ボランティアの支援体制
教職員に対する情報提供や相談体制、ボランティアによる支援体制を構築する。
- ⑦ 経費の全学的支援措置
支援センター(室)職員雇用経費、支援に係る必要経費を全学的に支援する。
- ⑧ 高等教育における機会均等のための検討課題
入学試験の整備などの課題に対して、資料を蓄積し、全学的な提言を行っていく。

東京大学での取組の基本設計を示す大きな役割を果たす

東京大学

5

3



3

6

「バリアフリーの東京大学」理念

東京大学憲章 (2003年3月18日制定)

- 17 (教育・研究環境の整備)
東京大学は、教育・研究活動の発展と変化に柔軟に対応しつつ、常に全学的な視点から、教育・研究活動を促進し、構成員の福利を充実するために、各キャンパスの土地利用と施設整備を図る。また心身の健康支援、バリアフリーのための人的・物的支援、安全・衛生の確保、ならびに環境および景観の保全など、構成員のために教育・研究環境の整備を行うとともに、地域社会の一員としての守るべき責務を果たす。
- 19 (基本的人権の尊重)
東京大学は、基本的人権を尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除するとともに、すべての構成員がその個性と能力を十分に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境の整備を図る。

東京大学

6

たんげ たけし
丹下 健

バリアフリー支援室長／農学生命科学研究科教授

7

「バリアフリーの東京大学」学内規則・要項

- 2003年 8月 「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」制定
- 2004年 9月 「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」改正
「東京大学における障害をもった教職員の支援実施要項」制定
- 2009年 3月 「東京大学バリアフリー支援室規則」制定
- 2009年12月 「東京大学における障害のある学生の修学の支援実施要項」改正
「東京大学における障害のある教職員の支援実施要項」改正
- 2013年 4月 「東京大学におけるバリアフリーの推進に関する指針」制定
「東京大学における障害のある学生の修学の支援実施要項」廃止
「東京大学における障害のある教職員の支援実施要項」廃止
「東京大学における学生及び教職員の支援実施要項」制定



7

10

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

② バリアフリー支援センター(室)の設置

現在は、本郷支所と駒場支所の2支所体制で、在籍する障害のある学生・教職員への修学・就業支援及び全学バリアフリー化に取り組んでいる。

- 2002年 10月 バリアフリー支援準備室 開設
- 2004年 4月 バリアフリー支援室 開設(駒場IIキャンパス)
- 2006年 4月 バリアフリー支援室本郷支所 開設(本郷キャンパス)
- 2007年 4月 駒場支所 移転(駒場Iキャンパス)
- 2010年 6月 本郷支所 移転(学生支援センター内)

スタッフ体制:本郷支所・駒場支所あわせて

専任教員1名、支援コーディネーター4名、事務職員3名 計8名



10

8

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

～2002年の提案は実現されたのか～



8

11

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

③ モニター会議の設置

2004年～ モニター会議

障害のある学生・教職員からバリアフリーに関する要望を集約し、学内バリアフリー化の評価を求める。

2007年～ バリアフリー意見交換会

障害のある学生・教職員とバリアフリー支援室員が東京大学のバリアフリーに関する意見交換を行い、ともにバリアフリーのキャンパスを創り上げていく。

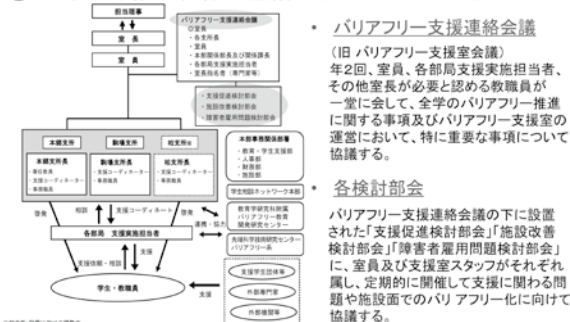


11

9

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

① 全学的な推進組織の整備(諸課題の総合的検討を行うしくみ)



9

12

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

④ 軽度障害者に対する検討課題

支援の対象は「東京大学バリアフリー支援室における障害のある学生及び教職員の支援実施要項」にて、

障害等があるため長期にわたり学内における修学及び就業上必要な活動に相当な制限を受け、本人が支援を受けることを希望し、かつ、バリアフリー支援室長がその必要性を認めた者とする。

と定めた。



12

「バリアフリーの東京大学」10年のあゆみ ～バリアフリー支援室設立から現在まで～

丹下 健 バリアフリー支援室長／農学生命科学研究科教授

13

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

⑤ 障害者のための施設・設備の整備



障害者のための整備および全ての利用者が快適に過ごせる空間のあり方について、施設担当部局等と時間をかけて検討できる体制を構築してきた。

勾配の急な地形と、伝統的建物の景観を保持する制約の中で努力を重ねてきたが、今後も更なる改善が求められる。

16

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

⑧ 高等教育における機会均等のための検討課題

新たな検討課題の発生

1. 本学における障害者雇用の方針の確立
2. 施設改善における障害のある学生・教職員の意見を反映させた空間デザインの確立
3. 主に身体障害のある学生・教職員を対象とした支援システムから、発達障害等のある学生・教職員をも包括した新たな支援システムの構築など

14

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

⑥ 教職員の支援体制、ボランティアの支援体制

支援に携わる教職員に対する情報提供や、具体的な対応方法に関する相談などの支援体制構築

- バリアフリー支援室から各部局の支援実施担当者へ、支援を進めるにあたって必要なノウハウの提供、アドバイス、支援機器の貸与等を行う体制が構築された。
- 全学教職員を対象とした各種研修会等を開催している。
(例)バリアフリー支援研修会、バリアフリー関係講習会等

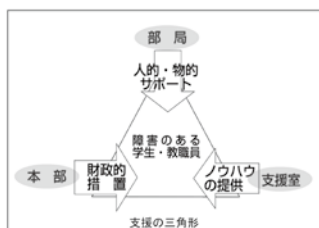
ボランティアの支援体制

- 説明会&入門講座、ノートテイクやPCテイク等の活動別講座を開催し、支援にあたる学生サポートスタッフの養成を行っている。

15

「バリアフリーの東京大学」10年の取組み

⑦ 経費の全学的支援措置



本部の役割

支援に係る財政的な措置を担う。

部局の役割

支援の直接の窓口となる支援実施担当者を選任し、障害のある学生との連携調整、授業担当教員との連絡調整、教室の手配、サポートスタッフによる支援実施の時間管理等、支援の全般的調整の担い手となる。

バリアフリー支援室の役割

部局が支援を進めるにあたって必要なノウハウの提供、アドバイスや支援機器の貸与等を行う。

「バリアフリーの全学的推進に係る基本的な考え方について」(2005)

第一部

2

バリアフリー支援をふりかえて～卒業生の立場から～
支援室への感謝と期待

なかじょう みわ

中條 美和

法学政治学研究科博士課程修了

■ 過去から続く現状

- ① 高等教育機関、とりわけ障害福祉以外の分野において同じ状況の学生が少ない
- ② 英語リスニング試験における問題

■ 在学中の支援室の役割

- ① 具体的な支援（PC通訳など）
- ② 教授・学部や大学との交渉
 - 費用負担（全学予算か学部予算か研究室予算か）の問題
 - 時間的コスト
 - 大学・教授と学生との力関係の非対称性

■ 卒業後も支援室が持つ重要な役割

- ① 情報集約・提供機能：卒業後も同じ状況にある人が全くいない場合、大学の支援室でお世話になったスタッフのアドバイスが重要
 - アメリカでもトラブルがあったときに、過去お世話になったミシガン大やTexas A&Mのスタッフにヘルプを求めるとすぐアドバイスをくれる
 - 日本での学会や就職で困ったさいにも、東大の支援室に相談
- ② 地域の情報センター
 - アメリカの経験では、学術的なイベントに参加する場合、学会主催者にその地域の大学の支援室に相談して情報をもらうように働きかける
 - 情報集約場所として、その地域の団体や自治体支援の情報などを用意しておくこと
- ③ 精神的なよりどころ
 - 指導教官が退官しても研究室が消えても支援室はずっとある

■ 全ての大学への要望

- ① 基本的に支援の費用は大学全体の予算から
 - 各学部の予算とするとお荷物扱いされかねない
- ② 支援室にさらなる予算を
 - スタッフが最先端の知識や情報と幅広い人脈を維持し私たちに情報提供するために
 - スタッフの出張費
 - 人員の拡充

バリアフリー支援をふりかえって～卒業生の立場から～ 障害者が触れる社会としての 支援室

くりた みつはる
栗田 光晴

工学系研究科修士課程修了

支援室との関わり

大学2年の中頃に支援室の存在を知り、お世話になった。

自分の場合は下肢障害で、教室が車いすでアクセス可能でありさえすれば問題なかったため、主に学期の初めに履修科目に応じて教室の配置を調整いただくという形でお世話になっていた。

従って日常的に支援室の方々と接する必然性があつたわけではなかったが、当時の本郷の支援室は生協や書籍部からほど近く学生の往来が盛んなところに位置しており、また、アルバイトをする学生が日常的に出入りして昼食をとったりしていたことから一種のコミュニケーションの場となっていたため、自分もしばしばそこにお邪魔していた。

支援室との関わりの中で感じたこと 社会に出て、あらためて東大の支援を振り返り 思うこと

支援室の活動については、基本的にボランティアに頼らず有給の活動を前提としている点が特徴的であるように思う。職員の方が東大に雇用されているのはもちろん、人手を要する支援のための人員にも有給のアルバイトが充てられていて、いずれも対価に対する労働として各人が行動しており、障害を持つ立場としてはとても過ごしやすい環境だった。

一般的に、社会の中での障害者のありようが議論になる場合、そこに経済性の観点を差し挟むことは忌避される傾向があるように思う。もともと経済的弱者となりやすい障害者のために何らかの施策をと

ろうということになった場合、そのために必要な資金を障害者自身が負担することが困難であるケースが多いためどこかにそれを転嫁する必要が生じ、それに対する単純かつ見た目に美しい解決方法として採用されるのが、志を同じくする個人がその負担を吸収する、いわゆるボランティアであると思う。

ただ、ボランティアはもちろん清廉で賞賛されるべきものではあるけれども、それによって社会のギブアンドテイクの枠組みから遠ざかることになる障害者自身に対しては、経済活動への指向を妨げるネガティブな側面があるように感じている。

そういう思いを抱いている自分にとっては、皆が（個人レベルでは）合理的な経済活動の一環として参画している支援室の枠組みというのは、より自然な形での障害者福祉のあり方の一つを提示してくれるものであるように思う。

よくよく見れば結局のところその分の負担は大学が吸収しているので、障害者が本来の負担を免れているという意味では同じことではあるのだが、障害者自身が接する個々人の姿には、無償の奉仕活動であるのか対価を前提とした労働であるのかという違いが存在している。

そういった点において、大学が社会の経済的側面から目を背けず、それにより現実の一面を隠さずに障害者に見せることは、最終的には、自立した経済的主体に向けた障害者の成長に大きく寄与するものであると考えている。

バリアフリー支援をふりかえって～卒業生の立場から～ 障害学生としての大学での学びが 「今」にどう生きているか

くまがや しんいちろう
熊谷 晋一郎

医学部医学科卒業／先端科学技術研究センター特任講師

脳性まひという障害を持って生まれた私は、トイレに行くことや衣服の着替え、入浴など、身の回りのあらゆることに人の手助けが必要です。思えば物心つく前から、両親は私が少しでも普通の手足を手に入れられるよう、厳しいリハビリを行っていました。

建物も、道路も、階段も、交通機関も、机やイスも、制度も、健常者と呼ばれる人の体に合うようデザインされています。そんな世の中と、健常者とは異なる体をもった人々との間には、高い壁が立ちまわっています。この壁を壊すには、私のからだを健常者に近づけるか、逆に世の中が私のからだに歩み寄るか、の二通りしかありません。親は、一番目のほうを信じてリハビリをしていました。

親は、リハビリをすれば健常者に近づくという医師の教えを信じ、一生懸命リハビリをしていましたが、あまり、私のからだには変化がありませんでした。小学校の低学年くらいになると、急に、親が死んだ後、自分はどうなってしまうのか、考え始めるようになりました。健常者になれないままの状態でも世の中に一人放り出されたら、きっと生きていけないだろうと思いました。親が死んだ後、自分も死んでしまうのだろうか。そう思うと怖くなって、夜になると泣いていました。

そんな頃、当時市役所の障害福祉課に勤めていた父親の関係で、地域で暮らす身体障害者が集まるイベントに参加しました。そこには、ベッドに車輪がついたような電動車いすを口で操作しているおじさんや、車いすを介助者に押してもらいながら参加しているおばさんなど、一見、私よりも重そうな障害を持った人々がたくさん来ていました。しかも驚い

たことに、彼らの多くは親元を離れ、地域でアパートを借りて、不特定多数の介助者を雇いながら一人暮らしをしているというのです。私は、彼らの暮らしぶりについて詳しいことは分からないけれども、大きな希望を感じました。健常者でなくたって、社会の中で暮らしていけるらしいという強力な証拠が、そこにあったからです。

そのころから、私は出来るだけ早く、親から離れて一人暮らしをしなければ、と思うようになりました。そのことを母親に話すと、反対されました。身の回りのことが何一つできないのに、一人暮らしなんてできるわけがないという母の意見はもっともだと思いました。しかし同時に、このまま密室で、壁にぶつかることもなくリハビリを続けていくことには、何の見通しもないと主張しました。「それなら、実家の近所で一人暮らしをするか、私と二人で暮らしましょう」と母は提案しましたが、それでは何の解決にもならないと感じました。最終的には、父親が私の後押しをしてくれ、大学進学と共に私は東京で一人暮らしを始めました。

当時まだ出はじめたばかりだった携帯電話と分厚い電話帳を、緊急用に手元において、大学の近くに見つけた8畳のアパートに住み始めたのは18歳のときです。なにしろ、どこに壁があるのか、どんな助けが必要かもつかめていない私は、ごろんと床に横になるばかりでした。ぼんやりとテレビを見てみると、下腹部が痛くなってきました。親と暮らしていた時には、こんな時には「お母さん、トイレ」と一言いえば母親がすぐにトイレに連れて行ってってくれていました。つまり、排泄欲求が母親の介助によ

バリアフリー支援をふりかえって～卒業生の立場から～ 障害学生としての大学での学びが「今」にどう生きているか

熊谷 晋一郎 医学部医学科卒業／先端科学技術研究センター特任講師

て迅速に解消されていたのです。

しかし、今は違います。排泄欲求は解消されないまま、下腹部にとどまり続けています。私は初めてまじまじと、長時間自分の下腹部と向き合い続けることになりました。しばらくすると波は過ぎ去っていきました。しかしその後もうしばらくすると、先ほどよりも少しだけ大きくなった波が襲ってきます。この波は、やり過ぎせるだろうか、無理だろうか。次はいつやってくるだろうか。私は高精度に自分の下腹部のシグナルに聞き耳を立てます。そして、もう少しこらえてくれないだろうか、などと、下腹部に語りかけもします。

何度かやり過ぎしているうちに、波は大きくなっていき、ついにこれ以上は我慢できないという段階に入りました。私は床の上で寝返りを打ち、匍匐前進でトイレの方角に這っていきます。

思いのほか、トイレまでの道のりは遠く感じられました。そしてようやくトイレの便器の真下までたどり着きました。床から見上げた便器は、奇妙な形をして私の前に立ちはだかっていました。私は、便座の上に右手をかけ、えいやっと力を入れて膝立ちをしました。この時初めて、「リハビリでやった膝立ちは、この時のためにあったのか！」と目から鱗でした。そのまま、壁に手をかけて立ち上がろうとしますが、床が滑りやすいのと、狭いのと、手をかける場所がないのとで、何度やってもうまくいきません。いろいろと作戦を立て直しては何度もチャレンジするのですが、うまくいきません。焦りが強くなるのと並行して、下腹部の痛みも増してきて、何度目かの挑戦でついにタイムオーバー、失禁をして

しまいました。

しかし、この試行錯誤の過程で、実にたくさんのことを私は知りました。「私はこのくらいまで腰をツイストできるのか」「案外体のこの部分は動かないのか」など、私のからだについてだけでなく、「床は滑りやすい」「トイレの便座は力をかけるとぐらつく」などの、環境についての情報もたくさん獲得されたからです。そしてそのようにして得られた情報を元手に、「ここにこういう手すりがあるとよい」「ここは介助してくれる人手が必要だ」など、主張すべきニーズも構築されていきました。

一人暮らしは不便でした。しかし、その不便さを補って余りある自由がそこにはありました。健常者と同じように箸をもてなくても、それを注意する視線はそこにはありません。わたしは、私のからだに合ったやり方で、わたしの目的を達成するための試行錯誤ができるのです。そこには、親亡き後どうしよう、というような漠然とした不安はありません。トイレに行くにはどうすればいいか、といったきわめて具体的な課題があるだけです。

1995年に入学した当時、現在のように大学の中にバリアフリーを専門にした部署はありませんでしたが、私の学校生活をサポートするための複数の教員からなるワーキンググループが臨時に設置され、グループのメンバーと一緒にキャンパス内を視察し、「ここにスロープがあるとよい」「この建物に車いす用トイレがあるとよい」など要求する機会にも恵まれました。それでも一部の教室へのアクセシビリティは改善されず、同級生に車いすごと運んでもらって授業を受けなければいけない場面もありました。

しかしおおむね授業や実習などのカリキュラムに関してはスムーズに履修することが出来たと思います。アパートでの暮らしに比べると、大学キャンパスの中での生活にはそれほど大きな困難はありませんでした。キャンパス内にはつねに多くの他者がいたので、困ったことがあれば、周囲にいる人に声をかけて解決することが出来たからです。

学生時代の出会いの中でその後の私の活動に大きな影響を及ぼしたと感じるものは二つあります。

一つ目は、地域の中で自立生活を営んでいる障害を持った先輩たちとの出会いでした。先述のように、親と暮らしていた頃から自立障害者と会う機会はありましたが、同じ自立障害者同士として夜通し「自立とは何か？」などについて喧々諤々語り合うという経験はその時が初めてでした。厳しい問いかけに対して必死に答えようとする中で、今日にいたる私自身の考え方の核が形作られていったことは間違いないように思います。

二つ目は聴覚障害を持つ学生やろう文化との出会いでした。私は同級生の幾人かと一緒に母校初の手話サークルを立ち上げて、第二外国語に手話を導入するよう働きかける運動をしました。その取り組みの中で、私のように外から見やすい障害を持つ人と、聴覚障害のように周囲から見過ごされがちな障害を持つ人との間に主張の違いがあることを知りました。多数派との差異がどれほどのものなのかについて、本人も周りの人も等身大に把握することは困難です。差異を過大評価することもあれば、過小評価することもあります。見えにくい障害はどちらか

というと差異の過小評価を受けやすく、それゆえ当事者運動における異議申し立ての方向性は「私たちはあなたたちとは同じではない」という差異を強調するものへと向かわざるを得なくなります。

統合教育の是非をめぐる者の仲間と議論したときに「私たちはあなたたちと同じだ」という主張と「私たちはあなたたちとは違う」という主張は矛盾などしておらず、どちらも「等身大の差異を認めよ」という点で連帯できることを知りました。

もともと数学者になりたくて大学に来た私が大学3年で医学科に転科したときの動機の一つは人びとの見えにくい差異を正確に知りたいという思いでした。その進路選択にも上記のような出会いは大きな影響を与えているように思います。

不安に安住せずまずは飛び込んでみて、不安を課題に変えていく。あとは楽しみながら試行錯誤して、わたしにあったやり方を探り当てていけばいい。大学時代の一人暮らしの経験で得た自信を胸に、わたしは臨床医の道にも飛び込みました。しかし、そこで私は壁にぶつかったのです。

試行錯誤には失敗がつきものです。一人暮らしでは失敗の対価は自分が支払えば済みますが、医師としての失敗の対価は患者が支払わなくてはなりません。研修医のわたしは失敗するたびに、人一倍落ち込み、こんな自分が医師をやっているのかと悩みました。

行き詰っていたそんなあるとき、ある上司が私に「思い切ってやってみなさい。責任は私がとる」と声をかけました。その言葉を転機に、わたしは再び、試行錯誤の循環に入れるようになり、ほどなくして

バリアフリー支援をふりかえって～卒業生の立場から～ 障害学生としての大学での学びが「今」にどう生きているか

熊谷 晋一郎 医学部医学科卒業／先端科学技術研究センター特任講師

わたし自身の臨床スタイルをつかめるようになったのです。障害を持った未熟な研修医にそうした言葉をかけてくれたその上司のことを、わたしは尊敬しています。

障害者運動は消費者運動と手を組んで、商品を生産する企業、知を生産する専門家や、ルールを生産する政策決定者に対して、消費者のニーズに合ったものをつくるよう主張してきました。しかし、消費者として自己定義することの限界は、つくられたものから選ぶしかなくなるということと、社会全体の仕組みや他者の利益に目を向けられずに自己の利益のみを主張してしまうこと、その結果、消費者同士

の連帯が失われかえって統治権力に対し無力になってしまう点です。おそらく、障害の有無にかかわらず消費者主義がひろまりつつあるいま、多くのマイノリティによる運動がぶつかっているのは、生産者主導で作られた、出来合いの支援による受動的な消費者役割への囲い込みだと、わたしは考えています。

支援の制度化が様々な場面で進んできたいまだからこそ、余計にこの囲い込みは気づかれにくくなっているかもしれません。わたしは、支援の制度化が硬直化へと移行する前に、もう一度皆が共同生産者として自覚し、率直に意見を交わし、全体性と他者性を重んじた支援を考えていくことが、非常に重要だろろうと思います。

Memo

バリアフリー支援をふりかえって ～支援コーディネーターの立場から～

1

バリアフリー支援をふりかえって ～支援コーディネーターの立場から～



東京大学 中津真美 バリアフリー支援室特任専門職員／支援コーディネーター

4

2001年～ バリアフリー支援準備室開室

- 2001. 6 「バリアフリーの東京大学を実現するためのWG」設置
- 2002. 3 「バリアフリーの東京大学のための報告書」提出
- 2002. 6 「東京大学のバリアフリーWG」設置
- 2002. 10 バリアフリー支援準備室開室（先端研56号館）
- 2003. 3 東京大学憲章制定
（障害者差別禁止とバリアフリーのための人的・物的支援の明記）
- 2003. 6 バリアフリー支援準備室移転（先端研3号館）
- 2003. 8 「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」制定
- 2003. 9 バリアフリーシンポジウム「高等教育とバリアフリー」開催
- 2003. 11 「東京大学バリアフリープラン2004～バリアフリー支援準備室からバリアフリー支援室へ～」提出
- 2004. 3 「東京大学のバリアフリーWG」解散

東京大学

4

2

バリアフリー支援室10年のあゆみ

2002	2004	2006	2009	2014
準備室開室	支援室開室	2支所体制	新組織体制	新支援システム構築へ
【駒場支所】				
駒場Ⅱキャンパス先端研56号館 →2003年 先端研3号館へ移転		→2007年 駒場Ⅰキャンパス教養学部8号館へ移転		
支援CN 1名 事務職員 2名	支援CN 1名 事務職員 2名	支援CN 2名 事務職員 1名	支援CN 2名 事務職員 2名	支援CN 2名 事務職員 1名
【本郷支所】				
理学部旧1号館		→2010年 学生支援センターへ移転		
支援CN 1名 事務職員 1名	支援CN 2名 事務職員 1名	支援CN 2名 事務職員 1名	支援CN 2名 事務職員 2名	専任教員 1名 支援CN 2名 事務職員 2名

東京大学

2

5

2004～2006年

バリアフリー支援室開室以降
～制度面、支援体制の着実な整備に向けて～

東京大学

5

3

2001～2004年

バリアフリー支援準備室開室の頃
～「バリアフリーの東京大学」の実現をめざして～

東京大学

3

6

2004年～ バリアフリー支援室開室以降

- 2004. 5 バリアフリーモニター会議（現バリアフリー意見交換会）開始
- 2004. 8 「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」改正
- 2004. 8 「東京大学における障害をもった教職員の支援実施要項」制定
- 2005. 9 バリアフリーシンポジウム「東京大学のバリアフリーの現状と課題」開催
- 2005. 9 「東京大学の障害者雇用に係る推進計画」策定
- 2005. 10 バリアフリー支援実施担当者研修会開始
- 2005. 11 「バリアフリーの全学的推進に係る基本的な考え方について」策定

東京大学

6

なかつ まみ
中津 真美

バリアフリー支援室特任専門職員

7

2004年～学生とのバリアフリー意見交換会

年に1度、障害のある学生と学生サポートスタッフが集まり、バリアフリー支援室員や部局支援実施担当者とともに、「バリアフリーの東京大学」を実現するために学生としてできることについて意見交換を行っている。



東京大学

7

8

2004年～学生とのバリアフリー意見交換会

- 2004年 「バリアフリーモニター会議」として開始
障害のある学生・教職員からバリアフリーに関する要望を集約し、学内バリアフリー化の評価を求める。
- 2006年 「障害のある学生のバリアフリーモニター会議」に変更
- 2007年 「障害のある学生とのバリアフリー意見交換会」に変更
障害のある学生とバリアフリー支援室員が東京大学のバリアフリーに関する意見交換を行い、ともにバリアフリーのキャンパスを創り上げていく。
- 2013年 「学生とのバリアフリー意見交換会」に変更
学生サポートスタッフも、ともにバリアフリーのキャンパスを創り上げる一員として出席する。

開催当初：施設改修等の具体的な支援に関する要望や、障害のある学生へのバリアフリー支援室の周知徹底に関する要望が多い傾向。
現在：全学構成員の理解促進の必要性和、具体的方策について意見交換する傾向へと変容。

東京大学

8

9

2004年～教職員とのバリアフリー意見交換会

- 2004年 「バリアフリーモニター会議」として開始
- 2006年 「障害のある教職員のバリアフリーモニター会議」に変更
(二部制 第一部：身体障害教職員、第二部：知的障害職員)
- 2007年 「障害のある教職員とのバリアフリー意見交換会」に変更
(一部制)
- 2009年 (二部制 第一部：障害のある教員、第二部：障害のある職員)
- 2012年 「身体障害のある教職員との意見交換会」
「知的障害等のある職員との意見交換会」に分けて実施
- 2013年 「身体障害のある教職員との意見交換会」
グループディスカッション形式に変更



東京大学

9

10

2005年～障害のある教職員支援に関するあゆみ

2005年の行動計画を契機に、以下の事項が策定、整備された。

- 2005年 9月 東京大学の障害者雇用に係る行動計画
- 2010年 7月 東京大学に勤務する障害者の在宅勤務に関する要項
- 2012年 6月 防災訓練における障害のある学生・教職員の避難訓練について
- 12月 学内で開催されるシンポジウム等における手話通訳者紹介
- 2013年 1月 障害のある職員の在宅勤務における支援体制



東京大学

10

11

2005年～障害のある教職員支援に関するあゆみ

- 2013年 3月 外部資金により雇用された障害のある教職員への支援に対する財政的措置について
- 3月 障害のある職員の雇用にあたって一教職員のための手引きー(短時間職員雇用編)
- 3月 障害のある教職員への支援者派遣の手続き
- 10月 障害者雇用における在宅勤務のススメ リーフレット
- 2014年 2月 障害のある教職員への研修等受講に際しての配慮について



東京大学

11

12

2006～2009年

バリアフリー支援室2支所体制の開始

～円滑な支援実施のために～

東京大学

12

バリアフリー支援をふりかえって ～支援コーディネーターの立場から～

中津 真美 バリアフリー支援室特任専門職員

13

2006年～ バリアフリー支援室2支所体制開始

- 2006. 4 本郷支所開室
- 2006. 4 チーム制による障害者雇用開始
- 2006. 4 学生サポートスタッフ登録制度・養成開始
- 2006. 5 「バリアフリーの全学的推進のための財源のあり方に関するWG」設置
- 2007. 2 「新追加国際宿舎のバリアフリー化に関するWG」設置
- 2007. 2 「バリアフリー支援室紹介DVD作成に関するWG」設置
- 2007. 4 駒場支所 駒場Iキャンパス教養学部8号館移転
- 2007. 4 式典（入学式・卒業式等）における情報保障開始
- 2007. 11 東大130年記念式典「ユニバーサル誘導システム」公開
- 2008. 2 DVD「東京大学バリアフリーの現場から」完成
- 2008. 10 「新体制WG」設置
- 2008. 12 「バリアフリー支援室規則」制定



13

16

2006年～ 学生サポートスタッフの養成

支援に必要な各種スキルを身につけるための養成講座



パソコンテイク講座（駒場） フォローアップ講座（本郷）

バリアフリーの理解促進のための活動



バリアフリー講演会

手話でしゃべランチ



16

14

2006年～ チーム制による障害者雇用

- 2006年 4月 環境整備（本郷地区）知的障害者雇用
- 2006年 5月 ヘルスキーパー（駒場地区）視覚障害者雇用
- 2007年 4月 自転車整理（本郷地区）聴覚障害者雇用
- 5月 ヘルスキーパー（病院地区）視覚障害者雇用
- 5月 環境整備（小石川植物園）知的障害者雇用
- 2009年 4月 環境美化（駒場地区）知的障害者雇用
- 2010年 4月 環境美化（柏地区）知的障害者雇用
- 6月 環境整備（日光植物園）知的障害者等雇用
- 2011年 4月 障害者集中雇用PT建物清掃班（本郷地区）知的障害者等雇用
- 4月 障害者集中雇用PTデータ入力・印刷班（本郷地区）知的障害者雇用
- 4月 環境整備（本郷地区工学部）知的障害者雇用
- 4月 環境整備（弥生地区農学部）聴覚障害者等雇用
- 12月 障害者集中雇用PT建物清掃班（駒場地区）知的障害者雇用
- 2012年 4月 環境整備（臨海実験所）知的障害者等雇用



14

17

2009～2014年

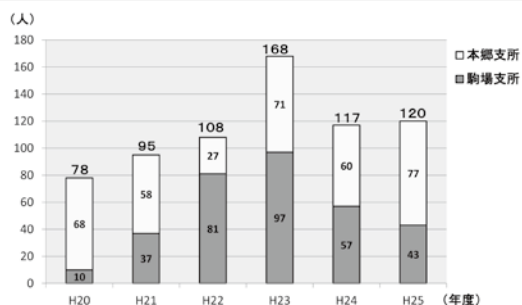
バリアフリー支援室 新組織体制の開始 ～「バリアフリーの東京大学」浸透に向けて～



17

15

2008年～ 学生サポートスタッフ登録者数



* 活動内容：① 障害学生支援活動（パソコンテイク、書籍等電子データ化等）
② 「バリアフリーの東京大学」に向けた活動（バリアフリーマップ調査等）
* 活動は有償



15

18

2009年～ バリアフリー支援室 新支援体制 開始

- 2009. 4 新組織体制開始
専任の室長と本郷・駒場両支所長を置くバリアフリー支援室新体制の発足
- 2009. 4 バリアフリー支援室説明会&入門講座開催（駒場）
- 2009. 8 「支援促進WG」「雇用問題WG」「施設改善WG」設置
- 2009. 10 「支援促進WG発達障害支援分科会」設置
- 2009. 12 「東京大学における障害のある学生の修学の支援実施要項」改正
- 2009. 12 「東京大学における障害のある教職員の支援実施要項」改正
- 2010. 4 「支援促進検討部会」「障害者雇用問題検討部会」「施設改善検討部会」設置
- 2010. 6 各部会内規制定
- 2010. 6 「キャンパス計画室・支援室合同WG」設置



18

19

2009年～ バリアフリー支援室 新支援体制 開始

- 2010. 6 コーディネーター交流会実施（2011「コーディネーター意見交換会」、2014「チームコーディネーター研修会」に変更）
- 2010. 8 オープンキャンパス バリアフリー支援室公開開始
- 2010.12 バリアフリーシンポジウム「バリアフリーの未来を拓く」開催
- 2011. 5 新規採用チームコーディネーター研修会実施
- 2012. 3 バリアフリーシンポジウム「大学の防災とバリアフリー」開催
- 2012. 3 「障害のある学生へのバリアフリー支援ガイド」発行
- 2012. 4 「バリアフリー推進のための学生NW：B.F.mate」設立
- 2013. 1 「視覚障害者誘導用ブロック敷設マスタープラン策定WG」設置
- 2013. 3 「本郷地区バリアフリーマップ」完成



19

22

2012年～ バリアフリーマップ調査

障害のある学生・教職員と学生サポートスタッフがともにキャンパスを調査し、本学を利用するすべての人が安心してキャンパス内を移動できるよう「バリアフリーマップ」の作成に取り組んできた。

- 2012年 本郷地区バリアフリーマップ調査
- 2013年 バリアフリーマップ調査事前セミナー
駒場地区バリアフリーマップ調査
本郷地区バリアフリーマップ完成
- 2014年 駒場地区バリアフリーマップ完成
柏地区バリアフリーマップ調査
白金地区バリアフリーマップ調査

* 現在、柏地区および白金地区バリアフリーマップ作成中



22

20

2009年～ バリアフリー支援室 新支援体制 開始

- 2013. 4 「東京大学におけるバリアフリーの推進に関する指針」制定
- 2013. 4 「東京大学における障害のある学生の修学の支援実施要項」廃止
- 2013. 4 「東京大学における障害のある教職員の支援実施要項」廃止
- 2013. 4 「東京大学バリアフリー支援室における学生及び教職員の支援実施要項」制定
- 2013. 6 「在宅勤務制度資料作成WG」設置
- 2014. 1 「駒場地区バリアフリーマップ」完成
- 2014. 3 「発達障害のある学生への修学支援体制構築WG（第一次）」設置

新支援システム構築に向けて



20

23

2012年～ バリアフリー推進のための学生ネットワーク

2012年、学生による自主的なバリアフリー活動の枠組み作りを求める声が高まり、学生サポートスタッフを中心に、障害のある学生や、学内福祉系サークルの有志学生なども一体となって「B.F.mate」が設立された。



支援室説明会にて活動紹介



B.F.mate主催 学生による全学自由ゼミナール 23

21

2010年～ オープンキャンパス 支援室公開

2010年より、オープンキャンパスにてバリアフリー支援室公開を開始した。2012年からは、障害のある学生と学生サポートスタッフが「障害のある高校生の相談対応」や「支援機器の展示・体験」の運営の一端を担うようになった。



学生サポートスタッフによる高校生への支援機器の説明対応



21

24

10年のあゆみを支えた理念

どうして「障害者支援」ではなく「バリアフリー支援」なのですか？

「バリアフリー支援」という名称には、障害のある学生・教職員に対して、私たちの社会が築いているバリア（障壁）こそが問題であるという認識が背景にあります。

また、施設・設備の改善、人的サポートの提供や支援機器の整備なども、特定の障害者個人のための支援というよりは、さまざまな条件を持った多様な人がともに学ぶ大学を目指すという大きな取り組みの一環と考えます。

こうした多様な人々がともに活動する社会こそが、本来の豊かで活力ある社会なのだという認識のもとに、東京大学は多様な属性の人々が集うキャンパス空間の構築を目指しているのです。

こうした本学の基本理念を踏まえて、私たちは障害者支援ではなく「バリアフリー支援」という表現を用いています。

東京大学バリアフリー支援室キャラクター「ことだまくん」



24

障害者集中雇用PT

—設立から現在までの取り組み—

1

障害者集中雇用PT —設立から現在までの取り組み—

本部施設企画課障害者集中雇用PT
統括マネージャー 依田晴樹

4

2007年(平成19年)11月10日 土曜日 3版 △ 2

進まぬ障害者雇用 旧帝大ずらり

【障害者雇用が慢歩】
国立大の6割、法基準下回る

順位	大学名	定員数	雇用率
1	大阪大	44人	1.05
2	北海道大	35人	1.21
3	九州大	32人	1.81
4	東北大	31人	1.36
5	慶応大	29人	1.71
6	障大	17人	1.01
7	京大	17人	1.75
8	立命大	16人	0.85
9	三業大	16人	0.87
10	岡山大	16人	1.10

厚労省、学長に指導へ

国立大の6割、法基準下回る

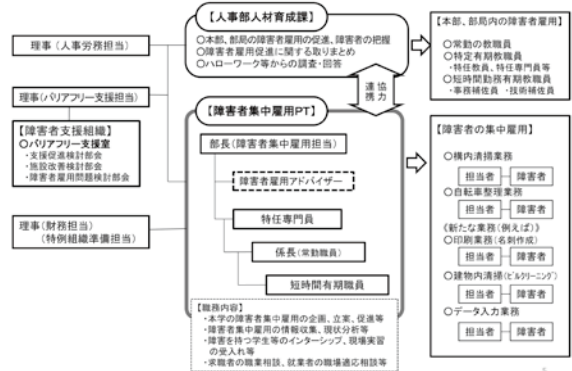
2

◆障害者集中雇用PTの設立から現在までの取り組み

- 1.障害者の雇用の促進に向けての取り組み
- 2.障害者集中雇用PTの設立(平成22年10月現在)
 - 2-1.障害者の雇用促進の必要性
 - 2-2.法人化以降の本学の障害者雇用率
- 3.現在の障害者集中雇用PT(平成26年4月現在)
 - 3-1.人員内訳表
 - 3-2.業務内容(1)・・・データ入力・印刷班
 - 3-3.業務内容(2)・・・建物清掃班
 - 3-4.業務内容(3)・・・その他

5

2. 障害者集中雇用PTの設立(平成22年10月)



3

1. 障害者の雇用の促進に向けての取り組み

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条(事業主の責任)
- 東京大学の障害者雇用率は、国立大学法人に移行後、法定雇用率が未達成の状況が続き、平成22年6月の雇用率は、法定雇用率2.1%に対し1.99%であった。
- 東京大学として、障害者の職域を拡大し、法定雇用率の達成など社会的な責務を積極的に果たしていく必要があることから、特例子会社の設立などの検討を経て、平成22年10月に本部施設部に障害者集中雇用プロジェクトチーム(以下「PT」という。)が設立された。
- 平成23年4月から、PTの業務としてデータ入力・印刷、建物清掃を開始し、以後、業務内容の拡大、スタッフの増員を図りながら、現在に至っている。

6

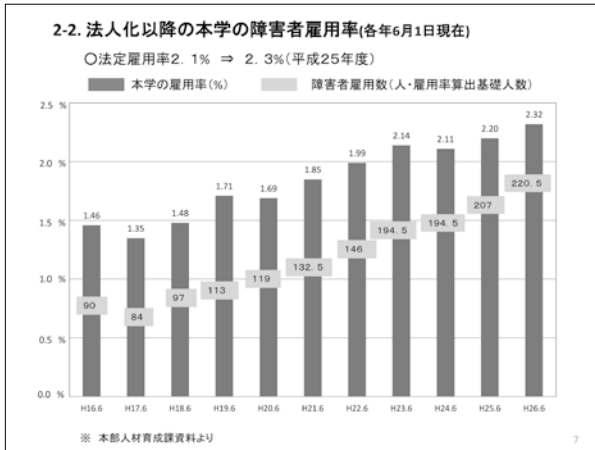
2-1. 障害者の雇用促進の必要性

- ◆ 社会的な責務の達成
障害者雇用促進法に掲げる雇用率の達成
・法定雇用率 ⇒ 2.1 %
・本学雇用率 ⇒ 1.99% (H22, 6, 1 現在)
法定雇用率を達成するために必要な障害者数 8人
- ◆ 障害者の社会的自立を促進
- ◆ 社会への貢献
バリアフリー研究の推進

よだ はるき
依田 晴樹

本部施設企画課障害者集中雇用プロジェクトチーム統括マネージャー

7

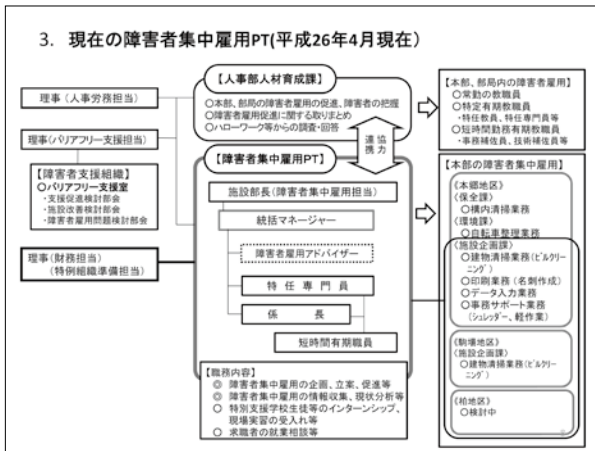


10

3-2. 障害者集中雇用PT 業務内容(1)

- ◆ データ入力・印刷班の業務
- ・学部、研究科の入学者名簿、卒業者名簿等のデータ入力
- ・名刺作成
平成23年4月一部の部局分から作成を開始
平成25年4月から全部局分を作成
- ・スポット印刷
- ・アンケート集計
- ・事務サポート

8



11

3-3. 障害者集中雇用PT 業務内容(2)

- ◆ 建物清掃班の業務
- 〈本郷地区〉
・御殿下記念館、経済学部、薬学部、理学部、農学部弥生講堂、安田講堂の建物内日常清掃
- 〈駒場Ⅰ地区〉
・教養学部の一部建物、数理工学研究科の建物内日常清掃
- 〈駒場Ⅱ・Ⅲ地区〉
・駒場インターナショナルロッジの建物内日常清掃
- 〈スポット清掃〉
・敷地清掃、ガラス清掃

9

3-1. 集中雇用PT 人員内訳表

◆ 障害者 (人)

区分	身体障害者		知的障害者		精神障害者		小計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
データ入力・印刷班	0(0)	0(0)	7(2)	0(0)	0	0	7(2)	0(0)	7(2)
建物清掃班(本郷)	0(0)	0(0)	6(4)	1(1)	2	0	8(4)	1(1)	9(5)
建物清掃班(駒場)	0(0)	0(0)	12(4)	4(1)	0	0	12(4)	4(1)	16(5)
合計	0(0)	0(0)	25(10)	5(2)	2	0	27(10)	5(2)	32(12)

()内は重畳認定者数で内数

◆ コーディネータ (人)

区分	男	女	合計
データ入力・印刷班	1	2	3
建物清掃班(本郷)	2	2	4
建物清掃班(駒場)	2	3	5
合計	5	7	12

12

3-4. 障害者集中雇用PT 業務内容(3)

- ◆ 実習の受け入れ
- ◆ 見学者の受け入れ
- ◆ 保護者、支援機関職員との懇談会の実施
- ◆ 環境安全本部産業医による安全教育講習の実施
- ◆ 新規採用職員研修(環境整備体験)に協力
- ◆ 各種研修会への参加

多様かつインクルーシブな雇用の取り組み (IDEA Project)

1

多様かつインクルーシブな雇用の取り組み (IDEA Project)

近藤武夫
東京大学先端科学技術研究センター



4

障害者雇用の功罪

「割当制度による雇用機会の拡大」の背景に残された問題

- 働きたいが長時間働けない障害者との機会格差
 - 全か無か: メインストリーム以外のどこかへ (生活保護等)
- 賃金の一般就労との格差
 - 福祉的就労 (就労継続支援事業所等) のうちB型では最低賃金は適用されない、政府予算補助による雇用
 - 月平均工賃1万3千円、年収100万円以下が56% (きょうされん, 2012)
- メインストリームからの排除傾向
 - 特例子会社制度に見られるインクルージョンからの逆行

2

IDEA Project

Inclusive and Diverse Employment with Accommodation

- インクルーシブかつ多様な雇用へ向けた配慮のあり方の研究プロジェクト
- 超短時間雇用をキーコンセプトとした、多様な就労参加が可能な配慮のある社会構築がテーマ
- 障害を取り巻く社会的コンセンサスが、国際社会からの影響を受け日本でも変容しつつある背景

5

Inclusive employmentへ向かう日本

- 障害があってもメインストリームの教育や就労機会へ包摂 (inclusion) されることを目指すことが現在の国際社会の方向性
- 現在は教育の包摂が急がれているが、就労という社会参加の保障にも波がやってくる
 - 差別禁止と合理的配慮は2016年4月から施行 (改正障害者雇用促進法) であり、現行では強い制約力を持つ制度は存在しない

3

障害者雇用率制度

- 企業へ障害者雇用義務を課す
 - 法定雇用率は民間企業で2%、国・地方公共団体で2.3%、教育委員会2.2%
- 雇用率はポジティブ・アクション (積極的差別是正策) としての割当制度
- 雇用率はどのようにカウントされるか?
 - 障害者手帳を持つ個人を週30時間以上雇用すると1名とカウント (20時間以上で0.5人分)
 - それ以外はカウントされない

6

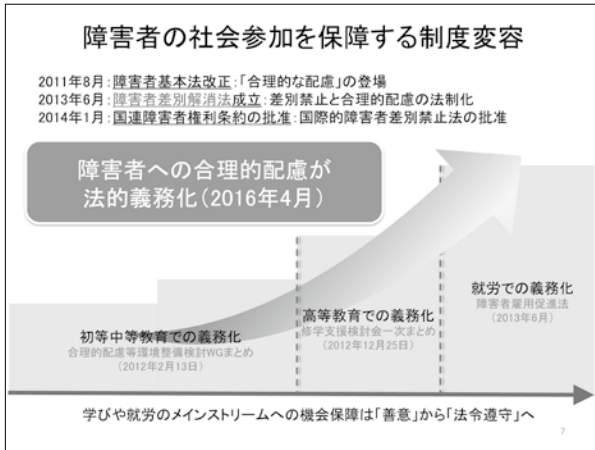
障害は「社会モデル」へ

- 障害概念に関する国際的コンセンサス
 - 「障害は個人の中にある」とする個人モデルから、「機能障害のある人の参加を、社会環境側が前提としていないことから生じる参加の制限」とする社会モデルに移行した
 - 社会環境側に個人ニーズとの不整合があれば、本人と関係者が納得する合理的な範囲で、それを調整する配慮が権利として認められる (差別禁止と合理的配慮)
- 日本国内では?
 - 2007年以降急速に「障害の社会モデル」に対応した制度の変更が進行中

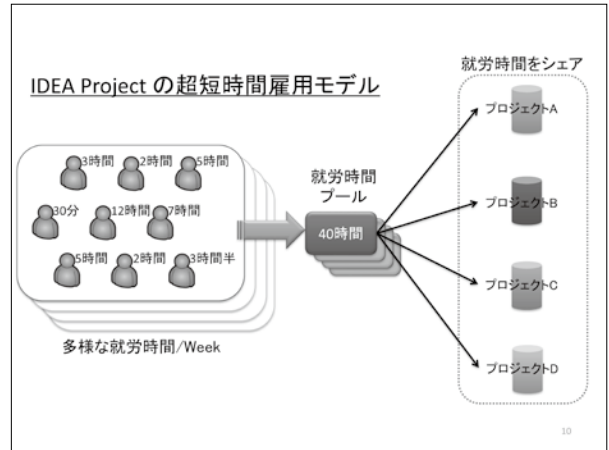
こんどう たけお
近藤 武夫

先端科学技術研究センター准教授

7



10

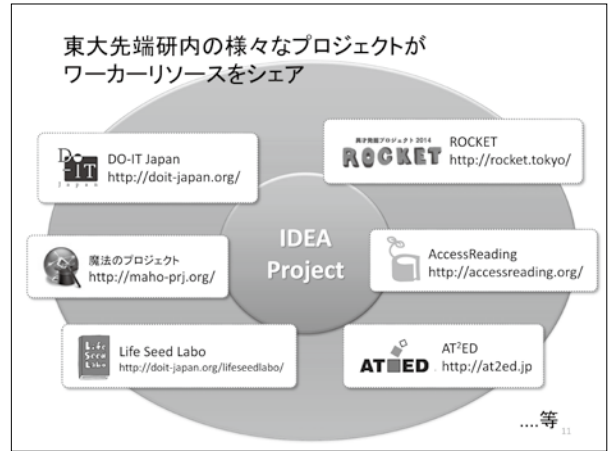


8

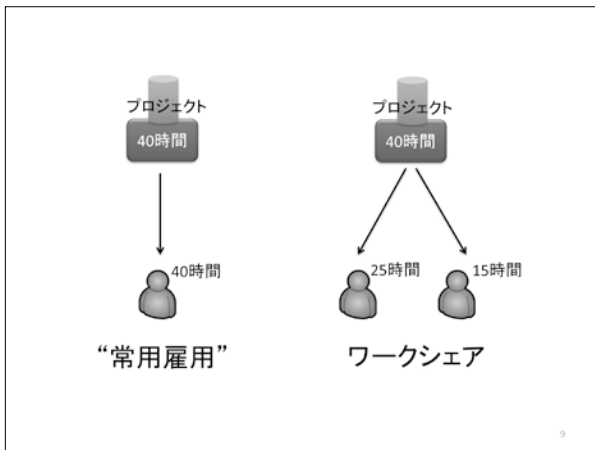
時間枠を超えた就労スタイルの創出へ

- 障害のある多様な人材への就労機会創出を目指すワークスタイル
 - 一般的雇用モデル：ひとつの事業主体が少数の「常用雇用」を目指す
 - IDEAモデル：多くの人が短時間で雇用され、総体として多人数の長期的な雇用の場を生み出す新しい雇用モデル

11



9



12

- これまでの対象者
 - 多様な障害のある人で、高学歴かつ継続的かつ就労経験を得ることが難しかった経験を持つ人々が主
- 労働条件
 - アルバイト雇用
 - アルバイト時給は東京都最低賃金870円開始～
 - 業務委託
 - 成果物の納品、内容に応じて金額は異なる
 - 常勤／非常勤職員雇用
 - 20時間以上の雇用の場合
 - 労働時間
 - 個人の状況に合わせて「働ける時間範囲」から始めて自由に調整する(15分～8時間、週1～数日)

多様かつインクルーシブな雇用の取り組み (IDEA Project)

近藤 武夫 先端科学技術研究センター准教授

13

全42名の障害分布

- 発達障害
 - 自閉症スペクトラム(12名)
 - ADHD(3名)
 - 学習障害(2名)
 - 知的障害(1名)
 - 精神障害
 - 気分障害(5名)
 - 統合失調症(4名)
 - 認知面の障害
 - 高次脳機能障害(2名)
 - 多発性硬化症(1名)
 - 肢体不自由
 - 筋ジストロフィ(3名)
 - 脳性まひ(3名)
 - 脊髄損傷(2名)
 - 四肢欠損(2名)
 - 感覚器障害
 - 視覚障害(1名)
 - 難聴(1名)
- ※平均年齢27.5歳(範囲17~50歳)
※流動済みを含む

13

16

ご清聴ありがとうございました

以上

16

14

- 業務環境
 - 研究室をフィールドとした研究補助業務全般に従事
 - 適切な範囲での配慮を提供した上で、障害の有無にかかわらず同じ場所で働く
- 作業内容の例
 - デジタルコンテンツ製作
 - データ入力(DB入力, テープ起こし等)
 - イベント開催補助(学会等)
 - オフィス保守業務(清掃, 印刷補助等)
 - 業務の管理運営
 - 農作業

14

15

合理的配慮時代の能力感共有を目指して

- 個人の能力を訓練する前に環境を調整する
 - 「能力=裸の身体」ではなく「能力=身体+適切な配慮(≒合理的配慮)」により、社会参加の機会保障を通じて個人のQOL向上と社会コスト低減を目指す
- 多様性理解プログラム開発によるアプローチ
 - 障害と合理的配慮を切り口とした多様性理解の教育プログラム
 - 企業(主に管理職)を対象に教育学部バリアフリー教育研究開発センターと開発中

15

Memo

「建築」のできることと役割

ユーザー・オリエンティド・デザイン

User Oriented Designをめざして

1

施設バリアフリー化 「建築」のできることと役割 ユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Designをめざして

西出和彦
バリアフリー支援室・本郷支所長
工学系研究科教授
建築学専攻

1

4

- ・ 良い環境: 多様な人々が豊かな関わりを持てる環境
- ・ 人間・環境関係が豊かで上手く活動しているデザインがある
- ・ 建築計画では、実際の「使われ方」「住み方」を見ることにより計画の知見を蓄積してきた
- ・ しかしそれが規格、標準設計、制度になると上手くいなくなる
- ・ 良い人間・環境関係は、まねてもできない、つくろうとしても簡単にはできない
- ・ 人は様々、人の行為・行動も様々

4

2

- ・ 今、私達が目指す建築・都市空間のデザイン: ユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Design
- ・ 「建築計画」: ユーザーとしての人間の特性と要求を把握し、建築の社会的役割を理解し、設計上必要となる、寸法、空間規模・形態の計画、設計方法などの理論
- ・ 人々・生活・利用の視点

2

5

- ・ 教科書どおり、見よう見まねではダメ
- ・ 規格、標準設計、制度を超えて、上手い人間・環境関係を築く必要がある
- ・ 上手くいった事例を如何に継承するか
- ・ 本質を見抜かない限り継承できない
- ・ 今一度、建築計画の原点に立ち返り、ユーザーとは何か
ユーザーの真のニーズは何か
を考える、それがユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Design

5

3

- ・ 誰のためのデザインか
- ・ 建築空間: デザイナーの「人・人々」に対する考え方の具現
- ・ 人々(ユーザー)とは何か: 成人健常者だけでなく、高齢者、子供、妊婦、ベビーカーを押す人、・・・障がい者
- ・ 建築計画における、バリアフリー環境デザイン、ユニバーサルデザイン(Universal Design)、ノーマライゼーション(Normalization)

3

6

- ・ ユニバーサル(誰にでも使用可能)に対応したつもりでも上手くいかないこともある
- ・ 工学部1号館のトイレ: 手すりのつけまちがい

どのようなユーザーがどのような行動をすると考えるか、それに対してどのようなデザインが対応できるかを考える必要がある



6

にしで かずひこ
西出 和彦

バリアフリー支援室本郷支所長／工学系研究科教授

7

- ・ バリアフリー支援室の取り組み
- ・ 学生・教職員の具体的なニーズに対応する必要がある
- ・ ユーザーが気がつかないニーズをくみとり、形のあるソリューションを提案することも我々の役割
- ・ 車椅子で講義を聴くということ: 移動できることだけでなく椅子座位からの視線
- ・ 手話で講義を聴くということ: 何を見ているか 7

10



クイーンズランド工科大学(オーストラリア)

8



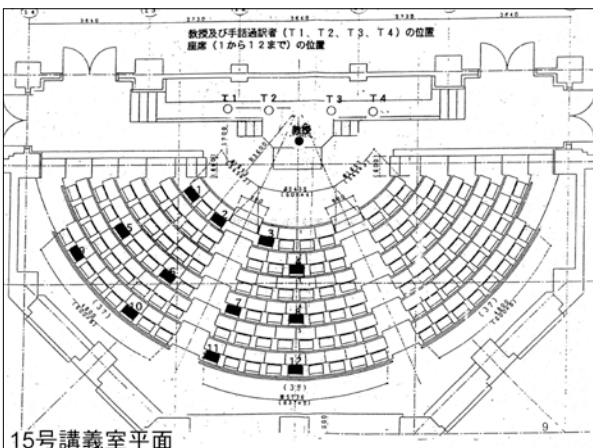
工学部1号館
15号講義室
8

11

- ・ バリアフリー化改修でできることの多くは、段差の解消など、個々の点的な対応
- ・ 「空間」のデザインを変えることは難しい
- ・ 設計以前から配慮する必要があること
間取りの変更に関わることは、基本計画、さらにはプログラミングの段階へ遡る必要も
- ・ それでは何故、「空間」が重要か？
- ・ 「空間」とは何か？

11

9



15号講義室平面

12

空間デザイン: 行動の可能性を拓く
空間デザインを変えれば新しい人間と環境の関わりが生まれる



12

「建築」のできることと役割

ユーザー・オリエンティド・デザイン User Oriented Designをめざして

西出 和彦 バリアフリー支援室本郷支所長/工学系研究科教授

13

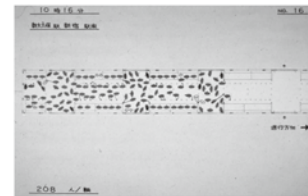
- ・ さりげない、目に見えない「空間」デザイン
- ・ 建築空間の設計
- ・ 壁、床、天井、柱等、目に見える構造躯体をつくり、目に見えない「空間」をつくる
- ・ 目に見えない「空間」で何ができるか
- ・ 歩ける、移動できる、見える・見えない、...
- ・ 人間行動をアフォードaffordする「空間」
- ・ 行動の可能性を拓く目に見えない「空間」のデザイン

13

16

人と物の違い


- ・ 物は端から順に詰められる
- ・ 人は端から順に詰められない
- ・ 電話ボックス実験？
- ・ 座席収納型電車



14

かくれた次元

The Hidden Dimension
かくれた次元
(見えない人体寸法)

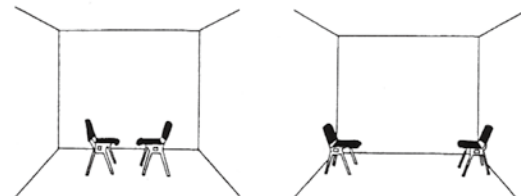


Man surrounded by a series of invisible bubbles which have measurable dimensions

人間は測定可能なdimensionの広がりをもつ一連の目に見えないあわ (bubble)に包まれている。
(E.T.Hall,1966)

14

17



椅子の間の距離が変わるだけで人間にとっての意味が変わる

図 14 距離を変えた二つの椅子⁷⁾

17

15

- ・ 目に見えないバブル、パーソナル・スペース
- ・ 人と人との距離・向き合い
- ・ ヒトとモノの違い
- ・ 人間関係に微妙な人々への配慮
- ・ かくれられる場所・パーティション

15

18

ソシオペタルとソシオフーガル



ソシオペタル
sociopetal

ソシオフーガル
sociofugal

18

19

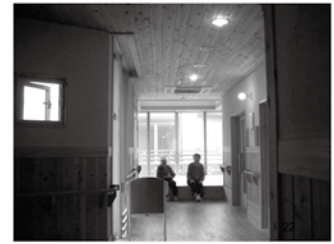
- ・ 空間の広さ
- ・ 向き合う空間、拡がる空間
- ・ オープンスペース
- ・ 座席配置
- ・ 家具
- ・ パーティション
- ・ . . .



横浜・本町小学校

22

- ・ 「居場所」
- ・ 大学では、学生の自分の「居場所」「テリトリー」がない
- ・ 小・中・高では自教室、自席があった
- ・ さりげない居場所



高齢者複合施設
せんねん村

20

建物どうしの向き合い(玄関の向き)と
ウッドデッキによるバリアフリー化
コミュニティケア型仮設住宅(遠野市)



ケアゾーン
Care-zone



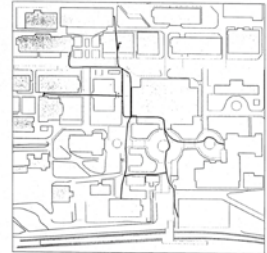
子育てゾーン
Child-Care Zone
Photo by Tomiyasu



世代間交流
Trans-Generation Communication
Photo by Tomiyasu

23

- ・ つながっていることの必要性
- ・ 平面計画、配置計画
- ・ 部屋と共用部分
- ・ 大学
- ・ キャンパス型空間



Kキャンパスでの調査範囲 23

21

居場所

- ・ そこにいることで安心できる場所
- ・ くつろげる場所
- ・ ありのままの自分でいられる場所
- ・ そこにいることが他者に受容・承認される、居てもいい場所

24

ユニバーサルデザイン



図 4-24 原則 1 公平な利用性



図 4-25 原則 2 利用における柔軟性



図 4-26 原則 3 集約で差別化を抑制



図 4-27 原則 4 認知できる情報



図 4-28 原則 5 危険に対する見込み



図 4-29 原則 6 少ない身体的能力



図 4-30 原則 7 様々な状況での大きな空間

Universal Design 7原則

Ron Mace他
(NC State University,
The Center for
Universal Design)

発達障害がある大学生へ 成長促進的に関わること

わたなべ けいいちろう

渡邊 慶一郎

学生相談ネットワーク本部准教授

1. はじめに

発達障害自体の頻度が以前に考えられていたよりも高率であり、大学生のメンタルヘルスの問題を考える上でも重要な課題になっている。発達障害の本質は認知機能を中心とした能力の凸凹である。これが既存の環境にマッチしないと様々な問題が発生する可能性がある。

一方で、発達障害の性質を生かして社会的に成功している者（例えばテンプル・グランディン博士など）もいる。能力の凸凹と共存し、あるいはそれを生かすことで人生を歩み、社会貢献に結びつく場合もあるだろう。問題行動の抑制や予防を考える上で重要なのは、発達障害のある大学生を、健全に育て伸ばすという視点である。

2. 発達障害がある学生の頻度

自閉症スペクトラム障害（Autism Spectrum Disorder: ASD）の疫学調査を概観すると、少なくとも100人前後に1人とする報告が、注意欠如多動性障害（Attention Deficit Hyperactivity Disorder: ADHD）は40～60人に1人とする報告が多い。

対象を大学生に限定した調査でも、勿論一定数存在するだろう。諸外国の報告も参考にすれば、ASDとADHDを併せて数%は存在すると推定される。

3. 合併精神疾患

ASDやADHDには高い割合で気分障害や不安障

害などの精神障害が合併することが知られている。報告によってばらつきもあるが、青年期のASDに抑うつ状態が4割以上で合併していたとするものもある。発達障害自体の性質で大学生活に制限を受けるだけでなく、合併する精神障害の存在によっても多大な不利益を被る。

臨床場面では、抑うつや不安、不眠などの訴えで医療機関を訪れ、治療経過のなかで発達障害の存在に気付かれることも多い。発達障害が関係したうつ病や不安症には、発達障害に関する自己理解や能力の凸凹にフィットする環境調整が重要になる。大学適応をモニターしながら、学生本人に合ったキャンパスライフを模索することが、合併精神障害の治療にも繋がるのである。

4. 学内の相談窓口が中心に行う支援

一般的に、学内にある相談窓口の利点には、①学生のアクセス、②教職員との連携、③学生のライフサイクルを把握しやすいことが挙げられる。

①学生のアクセス

例えば保健センターを例にとると、学外の医療機関を利用するよりも、短時間で医療に繋がることが出来る。継続通院を考えると通院に要する時間を短くできるメリットは大きい。また、近年精神科医療への敷居は低くなったが、おそらく学外の一般的な医療機関よりも学内の保健センターを利用の方が抵抗は少ないだろう。医療の領域では医学的な診断と合併精神疾患の治療を行うことが出来る。

②教職員との連携

個人情報取り扱いに注意することは前提として、学生と日々接する教職員との連携を密にすることが出来る。ダイナミックに変化する青年期の状態リアルタイムに評価する利点は論を待たないだろう。

③学生のライフサイクルを把握

学生の修学環境は目まぐるしく変化する。短期間のうちに様々な課題に取り組む大学生の生活を、立体的に十分に把握することが出来る。

これらの特徴を生かして、発達障害のある学生を支援するポイントを考えると、(1) 発達障害の正確な見立て、(2) 合併症の治療、(3) 実行性のある支援内容の提案、(4) 大学生のライフサイクルにフィットしたタイムリーな支援が挙げられるだろう。

5. 大学構成員の支援力活性化

学内相談機関で関わりを充実させるだけでなく、大学全体に発信する役割もある。①発達障害などの理解促進、②教職員の支援力活性化、③学生同士が支え合う力の強化が大切なポイントであろう。

①発達障害などの理解促進

発達障害の啓発は、精神障害全体のそれと密接な関係があるため、本来は発達障害に限定せず他の精神障害と併せて理解を深めることが望ましい。

FD(Faculty Development) やSD(Staff Development) を様々な機会を設けて実施したり、本学ではメールマガジンを発行して基本的な知識が広く届くように工夫している。

②教職員の支援力活性化

学生と日々接している窓口職員や研究室秘書などを対象に、元来持っている支援力をさらに活性化したい。

③学生同士が支え合う力の強化

大学生が悩み事（発達障害に限定せず）をまず相談する相手は、友人や先輩が多い。相談機関の利用を考える者はむしろ少ないため、学生同士がお互いを支えあう力を強めると良いだろう。相互扶助の精神がキャ

ンパスの風土として醸成されることを目標としたい。

6. 高大連携と進路問題

所謂、入口と出口問題である。発達障害などの障害がある児童生徒に対して行われる特別支援教育では、就学支援シート、移行支援シートなどの名称で、本人の特徴や支援内容をまとめた書類が作成される。これを元に保育園・幼稚園から小学校へ、また小学校から中学などへ情報共有が行われる。これは、適切な関わりが途絶えない工夫であり、逆に情報が途絶えることで発生していたデメリットが大きかったために発案され定着したものである。

発達障害がある大学入学者・卒業者についても、これに類似した情報共有が求められている。例えば、家族の元を離れて単身生活が始まり、それまで関わっていた支援者や主治医とも疎遠になって、新しい環境で生活することが、発達障害がある学生に求められるとすれば、大学生生活や日常生活に相当の困難が予想される。学生本人の自立とのバランスも考えながら、高校や就職・進学先との情報共有を進めることになるだろう。

7. その他

カウンセリングの重要性を挙げておきたい。発達障害は外見で分かり難く、他者との考え方や感じ方の違いに悩み、家族関係を含む様々な人間関係で繰り返し経験する苦悩は、周囲の者には理解しにくいだろう。本人も発達障害の存在に気付いていなければ、一層孤立して人生を肯定的に捉えられない者もいる。根深い“生きづらさ”を抱えた学生に対して、根気強く続けるカウンセリングが求められる。大学生生活に沿ったテーマを切り口に、いわゆる心理療法に限定せず、幅広いテーマでの関わりがあると良い。他者から適切に受入れられ、自己を今より少しでも肯定出来るようにならなければ、自死のリスクも高まるだろう。経済的に自立していない学生に、大学が無料で提供するカウンセリングには一定の意義がある。

発達障害のある大学生の支援

1

発達障害のある大学生の支援

東京大学 バリアフリー支援室
東京大学大学院医学系研究科
こころの発達医学分野
桑原 斉

4

発達障害学生

	障害学生	発達障害	ASD	ADHD	LD	
有病率			1%	2.5%	2%	
n	16,647	5,591	3,564	661	342	
全学生	3,213,518	0.51%	0.17%	0.11%	0.02%	0.01%
障害学生	16,647	—	33.6%	21.4%	4.0%	2.1%
発達障害	5,591	—	63.7%	11.8%	6.1%	

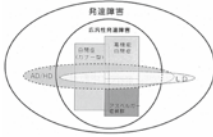
3,198人の診断書はないが配慮がされている発達障害学生を含む
発達障害は重複障害183人、区分不明841人を含む

2

発達障害



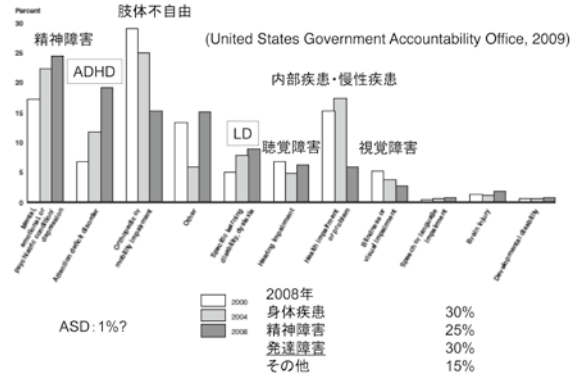
「発達障害」とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法より抜粋）



- 1) 知的障害 : (全般的) 知能
- 2) ASD(自閉症スペクトラム障害) : 社会性・柔軟性
- 3) ADHD(注意欠如多動性障害) : 注意・衝動制御
- 4) LD(学習障害) : 読み・書き・算数

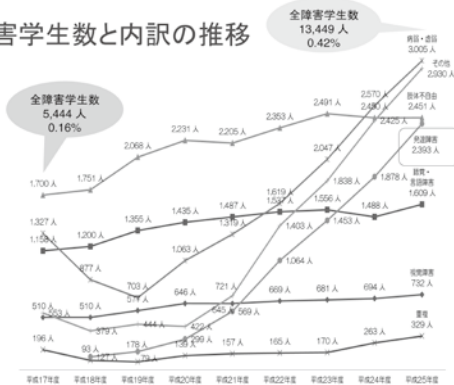
5

Figure 4. Percentage Distribution of Postsecondary Students with Disabilities by Main Type of Disability, 2000, 2004, and 2008



3

障害学生数と内訳の推移



6

日本と米国の比較

日本	障害学生	発達障害	ASD	ADHD	LD	
有病率			1%	2.5%	2%	
n	16,647	5,591	3,564	661	342	
全学生	3,213,518	0.51%	0.17%	0.11%	0.02%	0.01%
障害学生	16,647	—	33.6%	21.4%	4.0%	2.1%
発達障害	5,591	—	63.7%	11.8%	6.1%	
米国	障害学生	発達障害	ASD	ADHD	LD	
有病率			1%	2.5%	2%	
n	2,076,000					
全学生	19,155,000	10.9%	0.1%?	2.1%	0.97%	
障害学生	2,076,000	—	1%?	19.1%	8.9%	
発達障害	—	—				

くわばら ひとし
桑原 斉

バリアフリー支援室准教授

7

Supporting More Able Students on the Autism Spectrum: College and Beyond

Ernst VanBergeijk · Ami Klin · Fred Volkmar (J Autism Dev Disord, 2008)

students with a variety of disabilities. While many universities are quite adept at making accommodations for students with specific learning disabilities and ADHD, they face new challenges when accommodating students on the autism spectrum. Universities will have to learn how to

米国の多くの大学でADHDとLDに対する配慮には慣れている、一方でASDに対する配慮は新たなチャレンジである ⇒日本の大学からはツーステップ先かもしれない・・・



10

ADHD LD

(United States Government Accountability Office, 2009)

Table 1: Examples of Academic Adjustments, Auxiliary Aids, and Other Services for Students with Disabilities with Documented Needs

Academic adjustments and auxiliary aids	Description	Example/situation
	Modifications to academic program requirements	Allowing more time to complete a degree for students with reading or processing learning disabilities
	Modifications to testing requirements, including allowing more time and offering alternative test formats and locations	Test taking in a distraction-free room for students with ADHD who have difficulty concentrating due to noise and activity
	Equipment, services, or modifications to the classroom environment or course materials	Peer notetakers to provide class notes for students who are deaf or hard of hearing and converting textbooks to electronic format for students with learning disabilities
	Computer hardware or software designed to assist individuals with disabilities	Voice recognition software that can help students who have difficulty writing or typing assignments

別室試験、課題提出期限延長、講義の録音、PCの利用など

現在の日本では入学時に選別され本来の能力以下の水準で修学している可能性がある入学試験時の合理的配慮が為されると修学上の配慮提供の必要性は増すかもしれない(理念としては分離する必要がある)

8

合理的配慮
reasonable accommodation

・ 障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための・・・

- 必要かつ適当な変更及び調整であって、
- 特定の場合において必要とされるものであり、かつ、
- 均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう

(Americans with Disabilities Act of 1990)

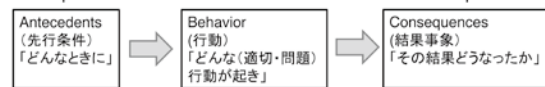


発達障害は存在が、見えにくい困りどころが、わかりにくい

11

ASD

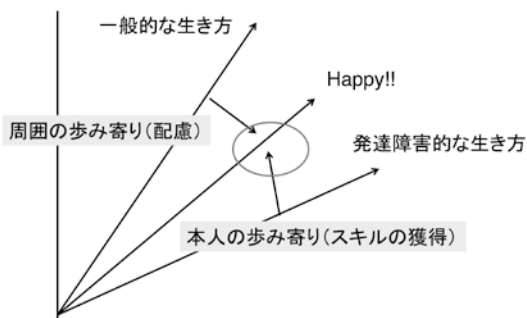
ABA的行動分析 (系統的強化)



TEACCH的工夫 (構造化) → 社会的な困難 ⇒ 社会的な相談者 (key worker) による代替コミュニケーション ⇒ グループ課題の個別化 → TEACCH的工夫 (構造化) → 訓練するのがSST (桑原、中津:リハビリテーション連携科学、in submission)

9

発達障害の支援



12

まとめ

- ・ 発達障害
- ・ 発達障害の疫学
- ・ 発達障害の学生への合理的配慮提供

発達障害のある大学生の支援

くわばら ひとし
桑原 斉

東京大学バリアフリー支援室
東京大学大学院医学系研究科こころの発達医学分野

1. はじめに

発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害 (learning disability; LD)、注意欠如多動性障害 (attention deficit hyper activity disorder; ADHD) その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとされている。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害は近年では自閉症スペクトラム障害 (autism spectrum disorder; ASD) と総称されることが多く、社会的コミュニケーション、認知の柔軟性に障害を持つ。LDは、読み・書き・算数など特定の学習能力に障害を持ち、ADHDは注意力、衝動の制御に障害を持つ。

幼児期、児童期、思春期の対応に比較して、成人期の発達障害への対応には不明確なことが多かったが近年では、対応法の整理が遅ればせながら進みつつある (Kendall et al., 2013; Pilling et al., 2012)。なかでも知的な遅れを伴わない発達障害の認知が進む昨今において、対応の必要性が目されているのが大学生の発達障害である (Gelbar et al., 2014; Vanbergeijk et al., 2008)。

本演題では大学 (短期大学・高等専門学校を含む) に在学する発達障害のある大学生に関して、疫学について概説し、合理的配慮の提供に関連した課題をまとめ、それぞれ考察を加える。

2. 発達障害のある大学生の疫学

日本学生支援機構による2013年度の調査 (日本

学生支援機構, 2014) では、診断書を有する発達障害学生は2,393人で前年度 (1,878人) より515人増加しており、診断書はないが配慮を受けている発達障害の学生は3,198人で前年度 (2,746人) より452人増加していた。診断書を有している学生と診断書はないが発達障害と見做して配慮が実施されている学生を合わせると5,591人で前年度 (4,624人) より967人増加していた。全ての学生に占める比率は小さく、実態を十分に反映しているかどうか不明確ではあるが、支援を求める発達障害学生が1年間で20%程度増加していることは確かである。

2013年の調査では発達障害学生のうちASDの学生は、診断書を有する学生が1,773人、診断書を有さないがASDと見做して配慮を実施している学生が1,791人であり、合計3,564人であった。これは、調査対象となった全ての学生3,213,518人の約0.1%であり、約1%とされる一般人口の有病率 (Centers for Disease Control and Prevention, 2012) と比較して低い。この理由が、ASDの大学進学率の低さを反映しているのか、ASD学生の把握が不十分なのかは、全学生を対象にした悉皆的スクリーニングに基づく調査結果がないため不明である。ASD学生の把握が不十分であった場合、ASDの特性あるいは偏見などの諸要因のために必要としているが、支援を求めることが出来ないのかもしれない。また、米国で実施された研究では約1/3のASD大学生が自分は障害とは思わない、あるいは特別な支援は必要ないと考えており (Shattuck et al., 2014)、全例が支援を必要としているわけではないのかもしれない。

ASDの学生数3,564人は、全発達障害学生（重複183人、区分不明841人を含む）の63.7%にあたり、注意欠如多動性障害（attention deficit / hyperactivity disorder; ADHD）学生661人（11.8%）、学習障害（learning disorder; LD）学生342人（6.1%）と比較して多い。また、ASDの学生数は全障害学生（診断書あり13,449人＋診断書なしだが配慮が必要3,198人＝16,647人）の21.4%を占め、ADHDの学生は4.0%、LDの学生は2.1%であり、全学生に占める割合はASDの学生が前述のように約0.1%であるが、ADHDの学生は約0.02%、LDの学生は約0.01%とASDを上回る一般人口の有病率を鑑みると極めて少ない比率である。

一方で、米国のGovernment accountability office (GAO) による2008年の調査 (United States Government Accountability Office, 2009) では、ADHDが全障害学生の19.1%、LDが8.9%と報告されているがASDは単独のカテゴリーとしては報告がなく比率は不明である。GAOによる調査の対象になった全学生数は19,155,000人でありその内2,076,000人（10.9%）が障害学生として登録されていた。ADHDの学生は全学生の約2%、LDの学生は約1%であり、日本の約100倍の比率である。日本でADHD、LDの学生が少ない理由は不明確だが、米国では登録数不詳のASD学生が日本では圧倒的に多いのは特徴的である。米国では2008年発表の総説で、ADHD、LDの学生への対応は整備されてきたが、ASDへの対応は今後のチャレンジである旨が述べられており (Vanbergeijk et al., 2008)、ASDとしての登録

にメリットが少なかったのかもしれない。

現在、日本の大学における障害学生への配慮体制は米国を模範としたシステムを導入しようとしている。その時に、米国の発達障害学生への支援がADHD、LDを中心に構築されており、ASDへの対応が中心ではないことに留意することは重要である。今後、日本で米国と横並びあるいは先んじてASDへの支援体制を構築するか、米国に倣ってADHD、LDの支援体制の構築を優先して、ツーステップでASDの支援に望むのか、あるいは同時に進めるのか、検討する必要がある。

3. 発達障害のある大学生への合理的配慮

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定された（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮

発達障害のある大学生の支援

桑原 斉 東京大学バリアフリー支援室／東京大学大学院医学系研究科こころの発達医学分野

をしなければならない」と定められている。つまり障害者に合理的配慮を提供しないことが差別にあたると示している。

平成24年12月文部科学省公表の障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）によると、大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である（文部科学省高等教育局学生・留学生課、2012）。

このように大学が障害者に提供する合理的配慮は法制化され、発達障害も例外ではない。大学側が発達障害のある大学生に対して修学上、必要かつ適当な変更・調整を実施する部分が合理的配慮にあたる。従って、社会技能訓練（social skills training; SST）や認知行動療法（cognitive behavioral therapy; CBT）の実施など、本人への働きかけは合理的配慮には含まれない。

ADHD、LDは米国で先行している支援技法を用いて合理的配慮の提供が可能な群である。ADHDに関しては、注意の転導性に対する配慮としての別室試験、講義の録音許可などの配慮が米国では一般的だが、実際に実施するとなると別室あるいは試験監督の確保、講義をする教員の録音に対する抵抗感が現実的な問題になるかもしれない。一方でLDに

対して、試験時・講義時のPC利用許可などの支援技術（assistive technology）を用いた配慮や課題提出期限の延長が米国では実施されているが、日本では一般的ではない。

現在も大学内に一定数のADHD、LDのある学生は存在すると思われるが、その大学の入試は通過できる程度の症状なので、積極的な支援は要さずに修学できているのかもしれない。つまり、現在在学しているADHD、LDのある学生の多くは入試の段階で配慮なく選別され本来の能力以下の水準で修学している可能性がある。入試の段階での合理的配慮の提供も法的義務であり、ADHD、LDに関して、修学支援・合理的配慮の提供がより大きな問題になるのは、入試の段階で合理的配慮の提供がなされ、入学が可能になった後ではないかと思われる。

ASDへの合理的配慮提供にあたっては2つの問題がある。1つは合意形成過程の問題であり、ASDの多くは本人が交渉を進めることが困難である。従って、ASDの大学生が独力で十分な合意形成過程を行えるか疑問である。対策としては、合意形成過程の早い段階で核となる相談者（key worker）を置き、その後の合意形成過程を進めることが有効かもしれない（Colver et al., 2013）。

もう1つは内容の問題である。米国でも明確な手法は確立されていない。ASDの本質は注意力、読み、書き能力よりも高次の社会性、柔軟性の障害であり、物理的・空間的な支援では限界があることがADHD/LDに比べて支援を困難にしている要因と考えられる。ASD学生に対する合理的配慮の提供について、現在定式はないが考慮は必要である。

ASDとして一括して支援内容を検討するよりは、ASD（及び環境との相互作用）によって生じる対人関係の障害、認知の柔軟性、知覚機能の障害あるいは付随する情動制御の障害などとして、それぞれの困難に対する配慮と負荷を検討し、合理性を決定するものと思われる。演者は対人関係の障害への配慮として、key workerによる代替コミュニケーション、教員による構造化・行動分析の技術を用いた指導がASDに特有の合理的配慮として提供されても良いと考えているが、米国でも一般的ではなく検討が必要である。また、ADHD、LDを合併することは少なくないが（Lai et al., 2014）、不注意・

読み・書きの障害に関する支援を検討する時は別途合併を評価し、それぞれの障害に対応した合理的配慮を提供する必要がある。

4. おわりに

発達障害のある大学生への支援は端緒にすぎたばかりである。発達障害のある大学生自体は以前も在学していたと思われる。もしかしたら、退学した学生に混じていたのかもしれないし、支援があったら何人かの未来は違ったかもしれない。大学での発達障害支援の整備は、価値のある作業と思われる。

Memo

パネルディスカッション



■コーディネーター 桑原 斉 バリアフリー支援室准教授

■パネリスト

丹下 健 バリアフリー支援室長／農学生命科学研究科教授
西出 和彦 バリアフリー支援室本郷支所長／工学系研究科教授
近藤 武夫 先端科学技術研究センター准教授
渡邊 慶一郎 学生相談ネットワーク本部准教授
依田 晴樹 本部施設企画課障害者集中雇用プロジェクトチーム統括マネージャー

■指定討論者

福島 智 先端科学技術研究センター教授
星加 良司 教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター講師

■趣旨

東京大学の10年間のあゆみと現状および課題を共有したうえで、各講演者によるパネルディスカッションを行い、これからの「バリアフリーの東京大学」には何が求められるのか、高等教育機関におけるバリアフリーとはどうあるべきかを、独自の視点で捉え展望したいと考える。

Memo

Memo

Memo

Memo

東京大学バリアフリー支援室

本郷支所

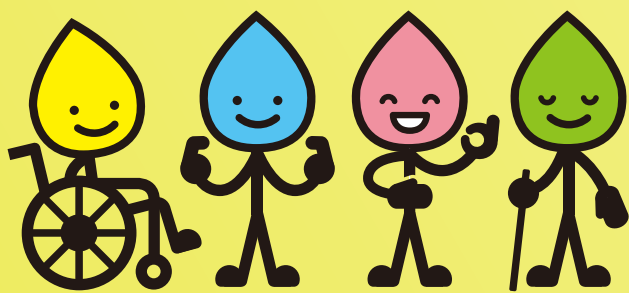
東京都文京区本郷7-3-1
東京大学学生支援センターMF
TEL : 03-5841-1715 FAX : 03-5841-1717

駒場支所

東京都目黒区駒場3-8-1
東京大学教養学部8号館111号室
TEL : 03-5465-8944 FAX : 03-5465-8952

【URL】 <http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>

【mail】 spds-staff@dso.adm.u-tokyo.ac.jp



東京大学バリアフリー支援室 キャラクター
「ことだまくん」